

すまいのプロテクト 総合保険

ご契約のしおり 普通保険約款・特約集

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社のすまいのプロテクト総合保険をご契約いただき、ありがとうございます。
この「ご契約のしおり」はご契約に伴う大切な事柄を記載しておりますので、必ずご一読の上、保険証券とともに大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

※ご契約内容を証する書面に「保険契約証」「保険契約継続証」と記載されている場合には、本冊子の文言中の「保険証券」をそれぞれ「保険契約証」「保険契約継続証」とお読み替えてください。

保険金請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち弊社が求めるものを提出していただけます。

なお、事故内容および損害の額などに応じて、下記以外の書類の提出または調査等にご協力いただくことがありますのでご了承ください。

| | 必要となる書類 | 書類の例 |
|-----|--|---|
| (1) | 保険金請求書および保険金請求権が確認できる書類 | 保険金請求書、保険証券、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票、身分証明書（健康保険証、運転免許証、パスポート、社員証などの写）、資格証明書（法人の場合は、法人代表者資格証明書）、賃貸借契約書（写）等 |
| (2) | 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 | 事故状況説明書、罹（り）災証明書、交通事故証明書、盗難・遺失物届出受理番号、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書等 |
| (3) | 保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 | |
| | ①建物、家財、什（じゅう）器・備品等に関する事故、他人の財物に損害を与えた等の賠償事故の場合 | 修理見積書または請求書、写真（画像データを含みます。）、領収証、函面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）等 |
| | ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 | 診断書、入院通院申告書、診療報酬明細書、治療費領収証、後遺障害診断書、レントゲンなどの検査資料、死亡診断書（死体検案書）、所得を証明する書類（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書など）、災害補償規定、補償金受領書 等 |
| (4) | 保険の対象であることが確認できる書類 | 建物登記簿謄本、売買契約書（写）、登記事項等証明書 等 |
| (5) | 公的機関や関係先などへの調査のために必要な書類 | 同意書 等 |
| (6) | 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 | 示談書、免責証書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、賠償済を証する領収証、承諾書 等 |
| (7) | 費用保険金の請求において、発生した費用の支出を確認できる書類 | 費用の明細が分かる請求書、領収証 等 |
| (8) | 質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類 | 保険金直接支払指図書 等 |
| (9) | 弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類 | 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等 |

ご契約のしおり 目次

特にご注意くださいこと

| | |
|----------------------|-----|
| すまいのプロテクト総合保険・地震保険共通 | P.2 |
| 地震保険について | P.2 |
| 共同保険について | P.3 |
| クーリングオフ（申込みの撤回等）について | P.3 |
| 引受保険会社経営破綻時の取扱い | P.4 |

すまいのプロテクト総合保険の概要

| | |
|--------------------------|-----|
| I. すまいのプロテクト総合保険の保険約款の構成 | P.5 |
| II. すまいのプロテクト総合保険の特徴 | P.5 |
| III. ご契約時にご注意いただきたいこと | P.6 |
| 1. 保険の対象について | P.6 |
| 2. 構造級別の判定 | P.6 |
| 3. 保険金額の設定 | P.7 |
| 4. 告知義務 | P.7 |
| 5. 重大事由による解除 | P.8 |
| 6. 補償重複 | P.8 |
| IV. ご契約後にご注意いただきたいこと | P.8 |
| 1. 通知義務 | P.8 |
| 2. 保険契約が失効する場合 | P.9 |
| V. 事故が発生したときの手続き | P.9 |
| 1. ご相談いただきたいこと | P.9 |
| 2. 保険金請求に必要な書類 | P.9 |
| VI. 保険金をお支払いした後のご契約 | P.9 |

補償概要・特約一覧表

| | |
|-------------------------|------|
| I. 損害保険金 | P.10 |
| II. 費用保険金等 | P.11 |
| III. 損害保険金をお支払いできない主な場合 | P.11 |
| IV. 主な特約 | P.12 |

保険約款 目次 P.18

水まわり・鍵開け緊急サービス 利用規約 P.115

特にご注意いただきたいこと

すまいのプロテクト総合保険・地震保険共通

- 保険契約者または被保険者（補償を受けられる方）には、危険に関する重要な事項のうち、保険申込書等の記載事項とすることによって弊社が告知を求めた事項（「告知事項」といいます。）について、事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険料をお支払いいただきますと、弊社所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。ただし、口座振替払の場合や団体扱特約など特定の特約をセットした場合は、保険料領収証が発行されないことがあります。
- 保険証券は大切に保管してください。なお、保険契約の始期後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。また、地震保険を付帯される場合、保険証券に地震保険控除証明書が添付されます。控除証明書は、地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。
- 事故が起こった場合は、遅滞なく弊社または取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
なお、損害保険金および費用保険金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します。

地震保険について

- 地震保険は、保険の対象が居住用建物（住居のみに使用されている建物および併用住宅）および居住用建物に収容されている家財（生活用動産）である火災保険契約にセットでご契約いただきます。
- すまいのプロテクト総合保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても損害保険金をお支払いできません。これらの損害を補償するには、別途「地震保険」をご契約いただくことが必要となります。
※ただし、「地震火災費用補償特約」の保険金支払については、「地震保険」のご契約の有無とは関係ありません。
- すまいのプロテクト総合保険では、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっています。
なお、地震保険を単独でご契約いただくことはできません。
- 地震保険の契約をご希望されない場合は、保険申込書の「地震保険非付帯確認ご署名欄」にご確認のご署名またはご捺印をお願いします。
- セットでご契約いただいたすまいのプロテクト総合保険が保険期間の途中で終了した場合には、地震保険も同時に終了しますので、ご注意ください。
- 地震保険の詳細につきましては、別途、地震保険パンフレットまたは、地震保険の「ご契約のしおり」をご覧ください。

共同保険について

- 弊社および他の損害保険会社の共同保険契約となる場合には、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 弊社は幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の受領、保険証券等の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行います。

クーリングオフ（申込みの撤回等）について

ご契約者が個人の場合で、保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約の申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

(1) クーリングオフが可能な期間

ご契約を申し込まれた日または本書面（電磁的方法を含む）を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内（消印有効。普通便で可。）であれば行うことができます。

(2) クーリングオフの手続き

取扱代理店ではクーリングオフのお申し出を受け付けることはできません。クーリングオフされる場合は、上記期間内に弊社の次の宛先に必ず、郵便（8日以内の消印有効）又は電子メール（japan_coolingoff@chubb.com）にてご通知ください。

(3) お払い込みいただいた保険料

既にお払い込みいただいた保険料は速やかにご契約者にお返しします。また、弊社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、ご契約を解除される場合は、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。

(4) クーリングオフできないご契約

次のご契約はクーリングオフできませんのでご注意ください。

- ・保険期間が1年以下のご契約
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約にかかわる債務の履行を担保するための保険契約（質権設定のご契約） など

(注) なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、そのことを知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

【郵便による場合】

《宛先》 〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山
Chubb 損害保険株式会社 クーリングオフ係

【電子メールによる場合】

《送信先》 次の弊社アドレスにご送付ください。 japan_coolingoff@chubb.com

《共通記載事項》

- クーリングオフする旨の記載
- ご契約者の氏名（郵便による場合は押印）、住所、連絡先電話番号
- 契約申込日
- ご契約の保険種類：すまいのプロテクト総合保険
- 証券番号または領収証番号
- 取扱代理店・扱者または弊社営業部店

引受保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。すまいのプロテクト総合保険・地震保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

| ご契約の種類 | 保険金支払い | 解約返れい金 |
|----------------|--|------------------|
| すまいのプロテクト総合保険※ | ● 破綻後 3 か月間は、保険金を全額支払 (補償割合 100%) ● 3 か月経過後は、補償割合 80% | 補償割合 80% |
| 地震保険 | 保険金を全額支払 (補償割合 100%) | 全額支払 (補償割合 100%) |

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。

本制度の具体的な内容については弊社ホームページ (www.chubb.com/jp) をご覧いただくか、弊社までお問い合わせください。

すまいのプロテクト総合保険の概要

I. すまいのプロテクト総合保険の保険約款の構成

保険約款とは、保険契約者・被保険者（補償を受けられる方）等と保険会社それぞれの権利・義務等、保険契約の内容を定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

「特約」とは、普通保険約款に定めている事項を補充・変更・追加・削除するものであり、ご契約条件により自動でセットされるものと、お客さまの任意（オプション）で選択していただくものがあります。

すまいのプロテクト総合保険普通保険約款

- 第1章 用語の定義条項
- 第2章 補償条項
- 第3章 基本条項



各種特約

- ・補償内容を変更するもの
 - ・保険料の払込方法に関するもの
 - ・保険期間に関するもの
- など

II. すまいのプロテクト総合保険の特徴

すまいのプロテクト総合保険は、住居のみに使用される建物やそれに収容される家財を保険の対象として、火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災、水災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突、給排水設備等からの漏水による水濡れ、盗難、これら以外の不測かつ突発的な事故によって損害が生じたときなどに保険金をお支払いする、ワイドな補償の火災保険です。

補償の対象となる事故の範囲の異なる5つの補償タイプをご用意しており、これらの中からお客さまのご意向に合わせて補償タイプをご選択いただくことができます。

※補償タイプのご選択にあたっては、それぞれの補償タイプの内容を充分ご理解いただいたうえで行ってください。

| ○×：損害保険金のお支払の有無 | | | | | | 事故例 | | | |
|-----------------|-------|---|------|------|------|------|----|-----------------------------|----------------------------|
| 補償タイプ | 事故の区分 | タイプ1 | タイプ2 | タイプ3 | タイプ4 | タイプ5 | 建物 | 家財 | |
| | 1 | 火災・落雷・破裂爆発 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 火災により住宅が全焼した。 | 落雷で家電製品が壊れた。 |
| | 2 | 風災・雹（ひょう）災・雪災 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 台風で屋根瓦が飛ばされた。 | 台風で窓ガラスが割れ、建物内の家財が壊れた。 |
| | 3 | 水災（注） | ○ | × | ○ | × | × | 豪雨による洪水で床上浸水となり、建物が損害を受けた。 | 豪雨による洪水で床上浸水となり、家財が損害を受けた。 |
| | 4 | 物体の落下・水濡れ・暴力行為 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 自動車が飛び込み、住宅の壁が壊れた。 | 給排水設備から漏水し、家財が水浸しとなった。 |
| | 5 | 盗難 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 泥棒が侵入した際に窓ガラスを壊された。 | 泥棒に侵入され、家電やバップなどが盗まれた。 |
| | 6 | 不測の事故 ※免責金額：1事故1万円 ※家財のお支払は30万円限度 | ○ | ○ | × | × | × | 家具の移動中にベランダに面したガラスを割ってしまった。 | 誤ってテレビを床に落として壊してしまった。 |

（注）保険の対象（建物または家財）に保険価額の30%以上の損害が生じた場合または床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合に損害保険金が支払われます。



特約【自動セット・任意（オプション）】



地震保険【原則セット】

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象（建物または家財）に損害が生じた場合に保険金が支払われます。

Ⅲ. ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 保険の対象について【普通保険約款 第4条】

(1) 保険の対象となるもの

日本国内に所在する保険証券記載の建物またはこれに収容される家財（注）とします。

（注） 物置、車庫その他の付属建物が保険証券記載の建物に含まれる場合は、これに収容される家財を含みます。

また、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

(2) 保険の対象とならない主なもの

① 自動車（道路運送車両法に定める自動車をいい、原動機付自転車を含まません。）② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物 ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ④ 動物および植物等の生物 ⑤ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物

(3) 明記物件の取扱い

明記物件（注）が保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

（注） 貴金属等（貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品をいいます。）で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。

ただし、家財が保険の対象で、明記物件が保険証券に明記されていない場合において、その物に保険証券記載の事故の区分欄に「○」がある事故により損害が生じたときは、前記にかかわらず、一定額まで補償します。

(4) 通貨、預貯金証書または乗車券等に盗難による損害が生じた場合

家財が保険の対象で、保険証券記載の事故の区分欄の「盗難」に「○」がある場合において、通貨、預貯金証書または乗車券等に盗難による損害が生じたときは、前記（2）の規定にかかわらず、一定額まで補償します。

(5) 敷地内に所在する屋外設備・装置の取扱い

建物が保険の対象で、保険証券記載の敷地内に所在する屋外設備・装置のうち、次の①および②のいずれにも該当しないものに、保険証券記載の事故の区分欄に「○」がある事故により損害が生じたときは、（1）の規定にかかわらず、一定額まで補償します。

① 門、塀または垣 ② 事業の用に供する物

2. 構造級別の判定

保険料は、保険金額（支払限度額）、保険期間、免責金額（自己負担額）、建物の所在地、構造等に応じて決定されますが、建物の構造級別は保険料を決定する大きな要素の一つです。すまいのプロテクト総合保険では、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物の柱や工法、法令上の耐火性能により構造級別を判定します。

なお、木造建物であっても、建築基準法に定める「耐火建築物（注1）」・「準耐火建築物（注2）」または「省令準耐火建物」に該当するものはM構造、T構造になりますので必ずご確認ください。

| 建物の構造 | 建物の用法 | 専用住宅 | |
|---|-------|-----------------|-----------------|
| | | 共同住宅 | 独立住宅 (一戸建住宅) |
| ①コンクリート造建物 コンクリートブロック造建物 れんが造建物 石造建物 | | M構造 (マンション等) | |
| ②耐火建築物（注1）（注3） | | | |
| ③鉄骨造建物 (②耐火建築物に該当する建物を除きます。) | | | T構造 (耐火) |
| ④準耐火建築物（注2）（注3） (1時間準耐火・45分準耐火) | | | |
| ⑤省令準耐火建物（注3） | | | |
| 上記①～⑤のいずれにも該当しない建物（注4） | | | H構造（非耐火） |

- (注1) 「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イおよびロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。
- (注2) 「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。
- (注3) 「②耐火建築物」「④準耐火建築物」および「⑤省令準耐火建物」については、これらに該当することを確認するため「耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物確認書」のご提出をお願いします。
- (注4) 該当することが確認できない場合を含みます。また、ご契約により経過措置が適用される場合があります。経過措置対象契約に適用される保険料率につきましては、取扱代理店にご照会ください。

3. 保険金額の設定

(1) 建物の保険金額の設定

建物の保険金額は、再調達価額を基準として設定してください。建物の再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。

(2) 家財の保険金額の設定

家財の保険金額は、再調達価額が基準となりますので、所有している家財の総額を算出して設定してください。家財の再調達価額とは、保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

また、弊社の次の「家財簡易評価表」に基づき、建物の所有形態や専有・占有面積に応じた標準的な家財の評価額を参考に保険金額を設定していただくこともできます。

【ご参考】家財簡易評価表（再調達価額基準）

（単位：千円）

| 専有・占有面積 建物所有形態 | ～33㎡未満 | 33～66㎡未満 | 66～99㎡未満 | 99～132㎡未満 | 132㎡以上～ |
|-------------------|--------|----------|----------|-----------|---------|
| 所有 | 5,700 | 9,400 | 11,900 | 15,500 | 18,900 |
| 賃貸 | 3,400 | 6,300 | 8,800 | 11,300 | 13,900 |

※明記物件（貴金属等で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。）を保険申込書に明記して保険金額を設定する場合は、別途、市場価格で評価します。

- 保険の対象の再調達価額いっばいに保険金額を設定しなかった場合、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合があります。
- 保険の対象の再調達価額を超えて保険金額を設定した場合、その超過分はむだになります。

4. 告知義務【普通保険約款 第12条】

保険契約者または被保険者になる方には、保険契約締結の際、保険申込書に記載された危険に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める★印の項目（告知事項）について、事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

告知事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合や事実と異なることを告げた場合は、弊社はご契約を解除することがあり、その場合、解除前に発生した損害または費用についても保険金をお支払いしないことがあります。

すまいのプロテクト総合保険では、保険申込書記載事項のうち以下の項目が告知事項となっています。

● 建物（注）の所有区分、建物形態・用法 ● 共同住宅一棟契約の場合の総戸数 ● 建物（注）の構造 ● 保険の対象の所在地 ● 地震保険割引に関する情報 ● 建物（注）建築年月 ● 契約の建物・家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約に関する情報 ● 専有面積（一棟契約の場合は延床面積）【賃貸建物所有者賠償責任補償特約をセットする場合】
 （注） 保険の対象が家財のみの場合には、保険の対象である家財を収容する建物をいいます。

5. 重大事由による解除 【普通保険約款 第23条】

次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④ ①から③のほか、保険契約者または被保険者が、保険契約の存続を困難とする、①から③までの事由がある場合と同程度の重大な事由を生じさせたこと

6. 補償重複

(1) 他の保険契約

他の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。）で当保険の補償内容と同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償に重複が生じることがあります。

補償が重複すると、保険金支払いの対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。他の保険契約との補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、当保険の補償・特約の要否をご判断いただいた上でご契約ください。

(2) 個人賠償責任を補償する特約をセットされた場合における、補償重複の場合の保険金の支払に係るご注意

当保険にセットされた個人賠償責任を補償する特約と補償範囲が同じで保険金額が「無制限」以外の保険契約が複数ある場合には、各々の保険金額を合算した金額がお支払いの限度額となります。また、他の保険契約において、補償範囲が同じで保険金額が「無制限」の賠償責任補償がある場合は、賠償責任補償の限度額は増額されません。複数のご契約のうちいずれかにセットすることで十分な補償が得られる場合があります。（注）

（注） 1 契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

(3) 補償重複の可能性のある主なご契約

| | 今回ご契約いただく補償 | 補償の重複が生じる他の保険契約の例 |
|---|-------------------------------|---|
| ① | すまいのプロテクト総合保険の建物の補償 | 家庭用火災保険の建物を補償する契約 等 |
| ② | すまいのプロテクト総合保険の総合個人賠償責任補償特約 | 普通傷害保険の賠償責任危険補償特約 自動車保険の個人賠償責任補償特約 等 |
| ③ | すまいのプロテクト総合保険の賃貸建物所有者賠償責任補償特約 | 施設所有（管理）者賠償責任保険 |

Ⅳ. ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 通知義務 【普通保険約款 第14条】

● 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険

者は、遅滞なく、取扱代理店または弊社にご通知いただく義務（通知義務）があります。

- ①保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ②保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。
（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく通知をしなかったときには、保険契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

2. 保険契約が失効する場合【普通保険約款 第19条】

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

- ①保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、普通保険約款 第37条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- ②保険の対象が譲渡された場合

V. 事故が発生したときの手続き

保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容を弊社に遅滞なくご通知ください。正当な理由がなくこれに違反した場合は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

1. ご相談いただきたいこと

- (1) 総合個人賠償責任補償特約、賃貸建物所有者賠償責任補償特約の補償対象となる事故において、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、必ず事前に弊社にご相談ください。
- (2) 事故被害者弁護士費用補償特約において、弁護士の紹介を受ける場合のほか、ご自身で弁護士、司法書士または行政書士の依頼をするときにも、必ず事前に弊社にご相談ください。

2. 保険金請求に必要な書類【普通保険約款 第33条】

保険金の請求にあたっては、次の書類または証拠が必要です。詳しくは弊社にお問い合わせください。

- ①保険金の請求書
- ②保険証券
- ③損害見積書
- ④保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ⑤その他保険金をお支払いするために必要な事項の確認を行うための書類または証拠として弊社が交付する書面等で定めたもの

VI. 保険金をお支払いした後のご契約【普通保険約款 第37条】

損害保険金のお支払額が、1回の事故で保険金額（保険金額が保険の対象の再調達価額を超える場合は、保険の対象の再調達価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は損害の発生した時に終了します。

※保険契約が終了した場合には、保険料は返還しません。

なお、80%を超えないかぎり、保険金のお支払いがあっても保険金額は減額されず、保険契約は満期日まで有効です。

補償概要・特約一覧表

火災保険のついで

●詳細につきましては、普通保険約款・特約をご覧ください。

I. 損害保険金

保険証券記載の「事故の区分」欄に○の記載がある場合に補償されます。

| 事故の区分 | 損害の程度、保険金をお支払いする場合 | お支払いする損害保険金の額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------------------------|--|-------|-------|-------|----|---------|-------------------------------|----|-------------------------|--|----------------------|----|------|-------|-------------------------|------|-----|
| 1 | 火災・落雷・破裂爆発 | 損害保険金は、保険金額（支払限度額）を限度に、損害の額をお支払いします。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 風 災、 雹（ひょう）災、 雪災 | <p>台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹（ひょう）災または雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）によって損害を受けた場合</p> <p>●左記1～4、5（1）および6の事故に対して損害保険金としてお支払いすべき損害の額は、次の①または②のいずれかによって定めます。</p> <p>① 保険の対象である建物に損害が生じた場合および保険の対象である②以外の家財に損害が生じた場合 損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度として、次の算式（注）によって算出した額とします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 水災 | <p>台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、損害を受け、その損害の状況が次の①または②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた場合</p> <p>② 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合</p> <p>修理費－修理に伴う残存物がある場合はその価額＝損害の額</p> <p>（注）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。</p> <p>② 保険の対象である貴金属等に損害が生じた場合 損害が生じた地および時におけるその保険の対象の市場価格</p> <p>●「不測の事故」によって損害が生じた場合には、上記の損害の額から、1回の事故につき、下表の自己負担額を差し引いた残額を損害の額として、下表の支払限度額を限度に損害保険金をお支払いします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 物体の落下・水濡れ・暴力行為 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>支払限度額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>保険金額と同額</td> <td rowspan="2">1万円 (1事故につき、建物ごとまたは家財全体ごと)</td> </tr> <tr> <td>家財</td> <td>30万円 (1事故につき、1敷地内ごと)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●明記物件を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの弊社がお支払いすべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。</p> <p>●左記5（2）の通貨、預貯金証書または乗車券等に盗難による損害が生じた場合には、これらを保険の対象として取り扱い、下表の額を限度として損害保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払限度額（1事故につき、1敷地内ごと）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>乗車券等</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>●家財が保険の対象で、明記物件が保険証券に明記されていない場合において、その物に保険証券記載の事故の区分欄に「○」の記載がある事故により損害が生じたときは、これらを保険の対象として取り扱い、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなし、1事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度に、その損害の額を損害保険金としてお支払いします。</p> | 保険の対象 | 支払限度額 | 自己負担額 | 建物 | 保険金額と同額 | 1万円 (1事故につき、建物ごとまたは家財全体ごと) | 家財 | 30万円 (1事故につき、1敷地内ごと) | | 支払限度額（1事故につき、1敷地内ごと） | 通貨 | 20万円 | 預貯金証書 | 200万円または家財の保険金額のいずれか低い額 | 乗車券等 | 5万円 |
| 保険の対象 | 支払限度額 | 自己負担額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 保険金額と同額 | 1万円 (1事故につき、建物ごとまたは家財全体ごと) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家財 | 30万円 (1事故につき、1敷地内ごと) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支払限度額（1事故につき、1敷地内ごと） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通貨 | 20万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預貯金証書 | 200万円または家財の保険金額のいずれか低い額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乗車券等 | 5万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 盗難 | <p>(1) 盗難によって盗取、損傷または汚損の損害を受けた場合</p> <p>(2) 保険の対象が家財である場合、保険証券記載の建物内における通貨、預貯金証書または乗車券等が盗難によって損害を受けた場合</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|-------|--|---|
| 6 | 不測の事故 | 不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合 | ● 建物が保険の対象で、保険証券記載の敷地内に所在する屋外設備・装置（門、塀または垣ならびに事業の用に供する物を除きます。）に、保険証券記載の事故の区分欄に「○」の記載のある事故により損害が生じたときは、これらを保険の対象として取り扱い、1事故につき、1敷地内ごとに100万円または建物の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金としてお支払いします。 |
| | | ※上記1から4までおよび5（1）の事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず、不測かつ突発的な事故には含まれません。 | |

II . 費用保険金等

| 費用保険金等の種類 | 費用保険金等をお支払いする場合 | お支払いする費用保険金等の額 |
|--------------|---|--|
| 残存物取片づけ費用保険金 | 上記「損害保険金」の「事故の区分」1～4、5（1）および6の事故に対して損害保険金が支払われる場合 | 損害を受けた保険の対象の残存物の取り片づけに必要な費用の額（損害保険金の10%限度） |
| 損害防止費用 | 消火活動のために消火薬剤等を費消した場合 | 費消した消火薬剤等の再取得費用 |
| | 消火活動に使用したことにより物が損傷した場合 | 損傷した物の修理・再取得費用 |
| | 消火活動のために緊急に人員または器材が投入された場合 | 実費 |

III . 損害保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する方以外の方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の方が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - ④ 上記「損害保険金」の「事故の区分」1から4までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - ⑤ 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注）
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（注）
 - ⑧ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（注）
- （注）⑥から⑧までの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因が異なる場合でもその事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(2) 次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似的損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等
- ④ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

(3) 「不測の事故」によって生じた次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 国または公共団体の公権力の行使（差押え、収用、没収、破壊等）によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

- ④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害
 - ⑤ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
 - ⑥ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑦ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
 - ⑧ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
 - ⑨ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
 - ア. 弦の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
 - イ. 音色または音質の変化
- 等

(4) 「不測の事故」によって次に掲げる物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他身体の機能を補完するために身に着ける用具
 - ② 移動体通信端末機器および携帯式電子機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等）ならびにこれらの付属品
 - ③ ラジオコントロール模型およびその付属品
 - ④ 自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品
 - ⑤ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
 - ⑥ ハングライダー、パラライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品
- 等

IV. 主な特約

以下の特約をオプションでセットすることができます。詳細につきましては、該当ページにてご確認ください。

| | 特約の種類 | 特約の概要 | お支払いする保険金の額 | | 該当ページ | | | | |
|----------------|--|---|--|------|-------|-------|---------------------------|------|------|
| 補償の拡大 | 持ち出し家財損害補償特約 | 保険の対象が家財の場合で、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって、保険証券記載の建物から日本国内外に一時的に持ち出された家財に、偶然な事故により生じた損害を補償します。 | 損害の額から自己負担額を差し引いた残額を支払限度額を限度にお支払いします。 (1 事故につき) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>支払限度額</td> <td>自己負担額</td> </tr> <tr> <td>30 万円</td> <td>1 万円</td> </tr> </table> ※乗車券等および通貨は合計で 5 万円限度 | | 支払限度額 | 自己負担額 | 30 万円 | 1 万円 | P.36 |
| | 支払限度額 | 自己負担額 | | | | | | | |
| | 30 万円 | 1 万円 | | | | | | | |
| | 事故時諸費用補償特約 | 損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の 10%、20%または 30%（ご契約時に 3 パターンの支払割合から選択します。）を保険金として支払限度額を限度にお支払いします。 ※通貨、預貯金証書または乗車券等、保険証券に記載されていない明記物件または屋外設備・装置の損害に損害保険金が支払われる場合は、補償の対象外です。 | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>支払割合</td> <td>支払限度額</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">100 万円 (1 事故、1 敷地内につき)</td> </tr> <tr> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>30%</td> </tr> </table> | 支払割合 | 支払限度額 | 10% | 100 万円 (1 事故、1 敷地内につき) | 20% | 30% |
| 支払割合 | 支払限度額 | | | | | | | | |
| 10% | 100 万円 (1 事故、1 敷地内につき) | | | | | | | | |
| 20% | | | | | | | | | |
| 30% | | | | | | | | | |
| 家賃補償特約 | 損害保険金が支払われるべき事故により、保険の対象である賃貸住宅建物が損害を受けた結果生じた家賃の損失を補償します。 | (保険の対象である建物ごとに) 保険証券記載の家賃月額に復旧期間の月数を乗じた額 | | P.45 | | | | | |
| ドアロック取替え費用補償特約 | 盗難により損害保険金が支払われるとき、または保険証券記載の建物から持ち出された鍵が日本国内で盗取されたときに、保険証券記載の建物の出入口のドアロックを取替えるために必要な費用を補償します。 | 保険証券記載の建物の出入口のドアロック交換費用実費 (1 事故、1 敷地内につき 3 万円限度) | | P.44 | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|--|--|--------------------------------------|-------|--------|-------------------------|--------------------------|-------|-------------|-------------------------|--------------------|-------------|
| | <p>総合個人賠償責任補償特約</p> | <p>次のような場合に、支払限度額を限度として、損害賠償金、争訟費用などを補償します。</p> <p>●個人賠償責任 保険証券記載の住宅の所有・使用・管理または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊もしくは使用不能に対して、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>●保管物賠償責任 被保険者が使用・管理する、他人の財物（保管物）の損壊または盗取により、法律上の損害賠償責任を負った場合 ※被保険者の範囲は P13 をご覧ください。</p> | <table border="1"> <tr> <td></td> <td>支払限度額</td> <td>自己負担額</td> </tr> <tr> <td>個人賠償責任</td> <td>保険証券記載の支払限度額 (1事故につき)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>保管物賠償責任</td> <td>30万円 (1事故かつ1契約年度につき)</td> <td>5,000円 (1事故につき)</td> </tr> </table> <p>※事故の内容によってはこの特約に定める臨時費用が支払われる場合があります。</p> | | 支払限度額 | 自己負担額 | 個人賠償責任 | 保険証券記載の支払限度額 (1事故につき) | なし | 保管物賠償責任 | 30万円 (1事故かつ1契約年度につき) | 5,000円 (1事故につき) | <p>P.47</p> |
| | 支払限度額 | 自己負担額 | | | | | | | | | | | |
| 個人賠償責任 | 保険証券記載の支払限度額 (1事故につき) | なし | | | | | | | | | | | |
| 保管物賠償責任 | 30万円 (1事故かつ1契約年度につき) | 5,000円 (1事故につき) | | | | | | | | | | | |
| | <p>事故被害者弁護士費用補償特約</p> | <p>日本国内における日常生活において生じた偶然な事故により、被保険者が被害（身体の障害や財物の損壊）を受けた場合に、損害賠償請求のために被保険者が負担した法律相談費用または弁護士費用等を右記の保険金額を限度に補償します。 ※被保険者の範囲は P14 をご覧ください。</p> | <table border="1"> <tr> <td colspan="2">保険金額（支払限度額） (1回の損害賠償請求かつ1契約年度につき)</td> </tr> <tr> <td>法律相談費用</td> <td>1回あたり：1万円 1被害あたり：3万円</td> </tr> <tr> <td>弁護士費用等</td> <td>300万円</td> </tr> </table> <p>※弁護士費用等において、着手金、報酬金、時間制報酬、手数料、日当およびその他の費用は、P14の規定によります。</p> | 保険金額（支払限度額） (1回の損害賠償請求かつ1契約年度につき) | | 法律相談費用 | 1回あたり：1万円 1被害あたり：3万円 | 弁護士費用等 | 300万円 | <p>P.54</p> | | | |
| 保険金額（支払限度額） (1回の損害賠償請求かつ1契約年度につき) | | | | | | | | | | | | | |
| 法律相談費用 | 1回あたり：1万円 1被害あたり：3万円 | | | | | | | | | | | | |
| 弁護士費用等 | 300万円 | | | | | | | | | | | | |
| <p style="writing-mode: vertical-rl;">補償の拡大</p> | <p>借家人賠償責任・修理費用補償特約</p> | <p>●借家人賠償責任補償 借戸室が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故によって損壊し、被保険者が貸主に対して損害賠償責任を負った場合に、支払限度額を限度として、損害賠償金、争訟費用などを補償します。</p> <p>●修理費用補償 「1. 損害保険金」の「事故の区分」1、2、4および5の事故により借戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で現実にこれを修理したときに、その修理費用を補償します。 「事故の区分」6（不測の事故）による損害は、借戸室の外部に面するドア等、シャッターまたは窓ガラスに限り補償します。 ※借家人賠償責任補償の対象となる場合を除きます。</p> | <p>法律上の賠償費用－保険証券記載の自己負担額 (1事故につき保険証券記載の支払限度額が限度) ※火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れの場合、自己負担額はありませぬ。</p> <p>修理費用実費 (1事故につき保険証券記載の支払限度額が限度)</p> | <p>P.61</p> | | | | | | | | | |
| | <p>地震火災費用補償特約</p> | <p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象である建物が半焼以上となったときや保険の対象である家財が全焼となったときに保険金をお支払いします。 ※地震保険とは関係なく保険金が支払われます。</p> | <p>保険金額の5% (1事故、1敷地内につき300万円限度)</p> | <p>P.42</p> | | | | | | | | | |
| | <p>賃貸建物所有者賠償責任補償特約</p> | <p>賃貸建物（施設）の所有・使用・管理または被保険者の仕事（建物賃貸・管理業務）の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負った場合に、支払限度額を限度として、損害賠償金、争訟費用などを補償します。</p> | <p>保険証券記載の支払限度額 (1事故につき)</p> | <p>P.70</p> | | | | | | | | | |

| 補償の縮小 | 風災等支払方法変更特約 (20万円以上事故補償) | 風災、雹（ひょう）災、雪災により保険の対象に損害が生じた場合の損害保険金の支払方法を、損害の額にかかわらず補償する方式から、損害の額が20万円以上の場合に補償する方式に変更する特約です。 | | P.39 | | | | | | | | |
|------------------------|---------------------------------|---|--|------|-------|-------------|---------------------------|------------------------|---------------------------------|----------------|--------------------------------|------|
| 補償の縮小 | 水災縮小支払特約（一部定率払い） | 水災により保険の対象に損害が生じた場合の損害保険金の支払方法を、縮小支払のない実損払方式から、保険の対象の損害割合に応じた70%縮小支払または定率払の方式に変更する特約です。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="623 165 770 193">損害割合</th> <th data-bbox="770 165 964 193">保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="623 193 770 264">①保険価額の30%以上</td> <td data-bbox="770 193 964 264">損害額または保険金額（注）のいずれか低い額×70%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="623 264 770 363">②床上浸水で、保険価額の15%以上30%未満</td> <td data-bbox="770 264 964 363">保険金額（注）×10%（1事故、1敷地内につき200万円限度）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="623 363 770 435">③床上浸水で、上記に該当せず</td> <td data-bbox="770 363 964 435">保険金額（注）×5%（1事故、1敷地内につき100万円限度）</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="623 435 964 566">※②および③の損害保険金の合計額は、1回の事故につき1敷地内ごとに200万円限度 （注）保険金額が保険価額を超える場合は保険価額とします。</p> | 損害割合 | 保険金の額 | ①保険価額の30%以上 | 損害額または保険金額（注）のいずれか低い額×70% | ②床上浸水で、保険価額の15%以上30%未満 | 保険金額（注）×10%（1事故、1敷地内につき200万円限度） | ③床上浸水で、上記に該当せず | 保険金額（注）×5%（1事故、1敷地内につき100万円限度） | P.39 |
| 損害割合 | 保険金の額 | | | | | | | | | | | |
| ①保険価額の30%以上 | 損害額または保険金額（注）のいずれか低い額×70% | | | | | | | | | | | |
| ②床上浸水で、保険価額の15%以上30%未満 | 保険金額（注）×10%（1事故、1敷地内につき200万円限度） | | | | | | | | | | | |
| ③床上浸水で、上記に該当せず | 保険金額（注）×5%（1事故、1敷地内につき100万円限度） | | | | | | | | | | | |
| 自動セット | バルコニー等修繕費用特約 | <p data-bbox="258 576 617 715">保険の対象が区分所有された共同住宅建物の専有部分である場合で、保険証券記載の「事故の区分」欄に「○」のある事故により、被保険者が専ら使用または管理する共用部分に損害が生じ、被保険者が負担した修繕費用を補償します。</p> <p data-bbox="258 715 617 786">※その共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき、被保険者に修繕の義務が生じた場合に限りま。</p> | 30万円限度 （1事故、1敷地内につき） | P.45 | | | | | | | | |
| | 屋外設備・装置補償対象外特約 | 建物が保険の対象である場合の屋外設備・装置の補償を補償対象外とする特約です。保険の対象が区分所有された共同住宅建物の専有部分である場合、この特約が自動的にセットされます。 | | P.41 | | | | | | | | |

【被保険者の範囲】（2022年10月1日以降始期契約に適用）

総合個人賠償責任補償特約

この特約の被保険者は日本国内に居住する次に掲げる者となります。ただし、責任無能力者は含みません。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者（注1）
- ③ 本人またはその配偶者（注1）の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者（注1）の別居の未婚（注2）の子。

（注1）婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

（注2）これまでに婚姻歴のないことをいいます。

※本人とその配偶者（注1）との続柄または本人もしくはその配偶者（注1）とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

事故被害者弁護士費用補償特約

この特約における被保険者は、日本国内に居住する次に掲げる者となります。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者（注1）
- ③ 本人またはその配偶者（注1）と生計を共にする同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者（注1）と生計を共にする別居の未婚（注2）の子
 （注1）婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
 （注2） これまでに婚姻歴のないことをいいます。
 ※被保険者が被害により死亡した場合には、その被害については被保険者のほか、その法定相続人を被保険者とみなします。
 ※本人とその配偶者（注1）との続柄または本人もしくはその配偶者（注1）とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

【事故被害者弁護士費用補償特約 弁護士費用等における、着手金、報酬金、時間制報酬、手数料、日当およびその他の費用に関する規定】

※次に定める金額に消費税法（昭和63年法律108号）に基づく消費税相当額を加算した金額を限度とします。（支払保険金の額は保険金額が限度となります。）詳細につきましては、保険約款の事故被害者弁護士費用補償特約をご覧ください。

(1) 着手金

弁護士または認定司法書士に委任した事件の対象の経済的利益に応じて次表に掲げる金額とします。

| 経済的利益 | 金額 |
|-------------------------|--------------------|
| ア. 125万円以下の場合 | 10万円 |
| イ. 125万円を超え300万円以下の場合 | 経済的利益 × 8% |
| ウ. 300万円を超え3,000万円以下の場合 | 経済的利益 × 5% + 9万円 |
| エ. 3,000万円を超え3億円以下の場合 | 経済的利益 × 3% + 69万円 |
| オ. 3億円を超える場合 | 経済的利益 × 2% + 369万円 |

(2) 報酬金

弁護士または認定司法書士への委任によって確保された経済的利益に応じて次表に掲げる金額とします。

| 経済的利益 | 金額 |
|-------------------------|--------------------|
| ア. 300万円以下の場合 | 経済的利益 × 16% |
| イ. 300万円を超え3,000万円以下の場合 | 経済的利益 × 10% + 18万円 |
| ウ. 3,000万円を超え3億円以下の場合 | 経済的利益 × 6% + 138万円 |
| エ. 3億円を超える場合 | 経済的利益 × 4% + 738万円 |

(3) 時間制報酬

弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間1時間あたり2万円。ただし、同一の事故、同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求はできないものとし、30時間分を上限とします。

(4) 手数料

弁護士または認定司法書士が実施する自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、支払われるべき金額に応じて次表に掲げる金額とします。

| 支払われるべき金額 | 金額 |
|----------------|----------------|
| ア. 150万円以下の場合 | 3万円 |
| イ. 150万円を超える場合 | 支払われるべき金額 × 2% |

※上記①以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

(5) 日当

移動による合理的拘束時間（乗継等の待機時間を含む）の区分に応じて次表に掲げる金額とします。

| 拘束時間の区分 | 金額 |
|----------------------|-------|
| ア. 往復 2 時間を超え 4 時間まで | 3 万円 |
| イ. 往復 4 時間を超え 7 時間まで | 5 万円 |
| ウ. 往復 7 時間を超える場合 | 10 万円 |

※複数日にわたる場合は、各日単位の移動による拘束時間に応じて、それぞれ計算して得た額を合算します。

(6) その他の費用

実費等の上記 (1) から (5) 以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

保険約款 目次

すまいのプロテクト総合保険 普通保険約款 P.19

すまいのプロテクト総合保険 特約

| 特約名 | 略称 | 特約コード番号 | ページ |
|--------------------------|----------------|---------|------|
| 持ち出し家財損害補償特約 | 持ち出し家財 | 451 | P.36 |
| 風災等支払方法変更特約 (20万円以上事故補償) | 風災支払変更(20万円以上) | 454 | P.39 |
| 水災縮小支払特約 (一部定率払い) | 水災縮小 (一部定率払) | 455 | P.39 |
| 屋外設備・装置補償対象外特約 | 屋外設・装補償対象外 | 453 | P.41 |
| 事故時諸費用補償特約 (支払割合 10%) | 事故時諸費用 (10%) | 459 | P.41 |
| 事故時諸費用補償特約 (支払割合 20%) | 事故時諸費用 (20%) | 460 | P.41 |
| 事故時諸費用補償特約 (支払割合 30%) | 事故時諸費用 (30%) | 461 | P.41 |
| 地震火災費用補償特約 | 地震火災費用 | 464 | P.42 |
| ドアロック取替え費用補償特約 | ドアロック取替 | 463 | P.44 |
| バルコニー等修繕費用特約 | バルコニー修理 | 462 | P.45 |
| 家賃補償特約 | 家賃 | 466 | P.45 |
| 総合個人賠償責任補償特約 | 総合個賠 | 456 | P.47 |
| 事故被害者弁護士費用補償特約 | 弁護士費用 | 465 | P.54 |
| 借家人賠償責任・修理費用補償特約 | 借家賠・修理費用 | 457 | P.61 |
| 賃貸建物所有者賠償責任補償特約 | 賃貸建物所有者賠償 | 458 | P.70 |
| 長期保険保険料一括払特約 | 長期 (一括) | 094 | P.75 |
| 長期保険保険料年払特約 (すまい用) | 長期 (年払) | 095 | P.76 |
| 保険料分割払特約 (一般) | 分割払 | 086 | P.78 |
| 初回保険料口座振替特約 | 初回保険料口振 | 205 | P.79 |
| 団体扱特約 (一般A) | 団体扱 (一般A) | 059 | P.80 |
| 団体扱特約 (一般B) | 団体扱 (一般B) | 060 | P.82 |
| 団体扱特約 (一般C) | 団体扱 (一般C) | 061 | P.84 |
| 団体扱特約 | 団体扱 (官公署) | 058 | P.86 |
| 団体扱特約 (口座振替方式) | 団体扱 (口振) | 143 | P.88 |
| 集団扱特約 | 集団扱 | 144 | P.90 |
| 抵当権者特約 | 抵当権 | 311 | P.92 |
| 解除同意者に関する特約 | 解除同意 | 312 | P.93 |
| 共同保険特約 | 共同保険 | 196 | P.94 |

地震保険 普通保険約款 P.95

地震保険 特約

| 特約名 | 略称 | 特約コード番号 | ページ |
|---------------------|----------------|---------|-------|
| 長期保険保険料払込特約 (地震保険用) | 長期地震 | 109 | P.109 |
| 継続特約 (すまい・地震保険用) | 自動継続 (すまい・地震用) | 467 | P.110 |
| 抵当権者特約 (地震保険用) | 抵当権者地震 | 067 | P.112 |

※地震保険をご契約いただいた場合、上記の地震保険普通保険約款が併せて適用されます。
 ※お客様のご契約に適用される特約は、上記に掲げるもののうち、保険申込書・保険証券の特約欄に記載されたものとなります。なお、保険申込書・保険証券における特約名称は、略称または特約コード番号で表示される場合があります。

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----------|--|
| 屋外設備・装置 | 門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯その他これらに類する土地に固着または固定された物をいいます。 |
| 垣 | 植物で作られた生垣を含みます。 |
| 家財 | 単に住居のみに使用される建物に収容される生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいい、業務の用のみに供されるものを除きます。 |
| 貴金属等 | 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品をいいます。 |
| 危険 | 損害の発生の可能性をいいます。 |
| 危険増加 | 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 |
| 原動機付自転車 | 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。 |
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注） 他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| 再調達価額 | 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。 |
| 残存物取片づけ費用 | 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。 |
| 時価額 | 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。 （注） 再調達価額の50%に相当する額を限度とします。 ただし、次のいずれかに該当する場合には、再調達価額の80%に相当する額を限度とします。 ① 補修・維持管理が適切に施されていない場合 ② 実際に使用されていない場合 |
| 敷地内 | 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 |
| 支払限度額 | 別表1に掲げる支払限度額をいいます。 |
| 支払責任額 | 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 |
| 借家人 | 賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。 |
| 乗車券等 | 鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券、回数券およびプリペイドカードは含みません。 |

| | |
|------------|---|
| 親族 | 6親等内の血族、配偶者（注）または3親等内の姻族をいいます。 （注）婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。 |
| 損害 | 消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。 |
| 建物 | 土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。 |
| 他の保険契約等 | この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された次条の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 盗難 | 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。 |
| 土砂崩れ | 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。 |
| 破裂または爆発 | 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。 |
| 評価事項 | 保険の対象となる建物の評価または再評価のために必要なものとして当社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。 |
| 不測かつ突発的な事故 | 次条（1）から（4）までの事故または（7）の事故以外の偶然な事故をいいます（注）。 （注）次条（1）から（4）までの事故または（7）の事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。 |
| 保険価額 | 損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。 |
| 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |
| 保険金 | 損害保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。 |
| 保険の対象の価額 | 保険の対象により、次のいずれかの額をいいます。 ① 建物である場合は、再調達価額 ② ③以外の家財である場合は、再調達価額 ③ 貴金属等である場合は、市場価格 ④ 建物について第13条（保険の対象の評価または再評価のための告知—建物の場合）（1）の規定が適用される場合は、時価額 |
| 明記物件 | 貴金属等で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。 |
| 免責金額 | 保険金の計算にあたって、第5条（損害保険金の支払額）（3）の規定により、損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。 |
| 預貯金証書 | 預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。 |

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、保険証券記載の事故の区分欄の「火災・落雷・破裂爆発」に「○」の記載がある場合に、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発
- (2) 当社は、保険証券記載の事故の区分欄の「風災・電（ひょう）災・雪災」に「○」の記載がある場合に、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害（注1）（注2）に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- ① 風災（注3）
 - ② 電（ひょう）災

③ 雪災（注4）

- (注1) 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が①から③までの事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。
- (注2) ③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第34条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第30条（事故の通知）および第31条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとしします。
- (注3) 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- (注4) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

- (3) 当会社は、保険証券記載の事故の区分欄の「物体の落下・水濡れ・暴力行為」に「○」の記載がある場合に、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- ① 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵（じん）、粉塵（じん）、煤（ばい）煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは(7)の事故による損害を除きます。
- ② 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢（いっ）水（注1）による水濡れ。ただし、(2)もしくは(7)の事故による損害または給排水設備（注2）自体に生じた損害を除きます。
- ア. 給排水設備（注2）に生じた事故
イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ③ 騒擾（じょう）およびこれに類似の集団行動（注3）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

- (注1) 水が溢（あふ）れることをいいます。
- (注2) スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、次条(2)①の暴動に至らないものをいいます。

- (4) 当会社は、保険証券記載の事故の区分欄の「盗難」に「○」の記載がある場合に、盗難によって保険の対象である建物または家財について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (5) 当会社は、保険の対象が家財であり、保険証券記載の事故の区分欄の「盗難」に「○」の記載がある場合において、保険証券記載の建物内における通貨、預貯金証書または乗車券等の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。ただし、乗車券等の盗難による損害については、保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちにその運輸機関（注）または発行者に届出をしたことを条件とし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる①および②の事実がすべてあったことを条件とします。
- ① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

(注) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

- (6) 当会社は、保険証券記載の事故の区分欄の「不測の事故」に「○」の記載がある場合に、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (7) 当会社は、保険証券記載の事故の区分欄の「水災」に「○」の記載がある場合に、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当するときは、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀もしくは垣が保険の対象に含まれるときまたは第4条（保険の対象の範囲）(9)の規定により屋外設備・装置を保険の対象として取り扱うときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとしします。
- ① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた場合
② 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水（注）を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合

(注) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(8) 当社は、(1) から (4) までの損害保険金ならびに (6) および (7) の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。ただし、第4条（保険の対象の範囲）(4) および (9) ならびに第6条（損害保険金の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合等）(1)、(2) および (3) の規定により支払われる損害保険金の場合には、残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険契約者または被保険者が所有（注3）または運転（注4）する車両またはその積載物の衝突または接触
- ④ 前条（1）から（3）までの事故または（7）の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ⑤ 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかつた欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等

(注1) 前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(注2) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(4) 当社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

(5) 当社は、不測かつ突発的な事故によって生じた次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避

難に必要な処置によって生じた損害については除きます。

- ② 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工（注2）、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑤ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ⑥ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑦ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- ⑧ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
- ⑨ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
 - ア. 弦（注3）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
 - イ. 音色または音質の変化

（注1） 前条の事故が生じた場合は、①から⑨までのいずれかに該当する損害に限りま。

（注2） 保険の対象が建物の場合には、保険の対象の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。

（注3） ピアノ線を含みます。

（6）当会社は、不測かつ突発的な事故によって次に掲げる物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他身体の機能を補完するために身に着ける用具
- ② 移動体通信端末機器および携帯型電子機器（注）ならびにこれらの付属品
- ③ ラジオコントロール模型およびその付属品
- ④ 自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品
- ⑤ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
- ⑥ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品

（注）「移動体通信端末機器および携帯型電子機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等をいいます。

第4条（保険の対象の範囲）

（1）この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物またはこれに収容される家財（注）とします。

（注） 物置、車庫その他の付属建物が保険証券記載の建物に含まれる場合は、これに収容される家財を含みます。

（2）次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 自動車（注）
- ② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ④ 動物および植物等の生物
- ⑤ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物

（注） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

（3）明記物件が保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

（4）家財が保険の対象で、明記物件が保険証券に明記されていない場合において、その物に保険証券記載の事故の区分欄に「○」の記載がある損害が生じたときは、（3）の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。

（5）建物が保険の対象である場合において、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物

- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したものの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
 - ④ 門、塀または垣
 - ⑤ 物置、車庫その他の付属建物
- (6) 家財が保険の対象である場合において、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (7) 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の対象であるときは、(5) ①から③までに掲げる物で被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (8) 家財が保険の対象で、保険証券記載の事故の区分欄の「盗難」に「○」の記載がある場合において、通貨、預貯金証券または乗車券等に第2条（保険金を支払う場合）(5) の盗難による損害が生じたときは、(2) の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この約款にいう保険価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。
- (9) 建物が保険の対象で、保険証券記載の敷地内に所在する屋外設備・装置のうち、次に掲げる①および②のいずれにも該当しないものに、保険証券記載の事故の区分欄に「○」の記載のある損害が生じたときは、(1) の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この約款にいう保険価額および保険金額ならびに保険証券記載の建物の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。
- ① 門、塀または垣
 - ② 事業の用に供する物

第5条（損害保険金の支払額）

- (1) 当社が第2条（保険金を支払う場合）(1) から (4) までの損害保険金ならびに (6) および (7) の損害保険金として支払うべき損害の額は、次の①または②のいずれかによって定めます。
- ① 保険の対象である建物に損害が生じた場合および保険の対象である②以外の家財に損害が生じた場合
損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額とします。

修理費 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

- ② 保険の対象である貴金属等に損害が生じた場合
損害が生じた地および時におけるその保険の対象の市場価格

（注） 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1) の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- (3) 不測かつ突発的な事故によって損害が生じた場合には、(1) の規定による損害の額から、1回の事故につき、保険の対象である建物ごとまたは保険の対象である家財全体について保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害の額とします。
- (4) 当社は、保険金額を限度とし、(1) から (3) までの規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- (5) 明記物件を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。
- (6) 保険の対象が家財である場合において、その物に不測かつ突発的な事故による損害が生じたときの当社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度とします。

第6条（損害保険金の支払額—通貨または預貯金証券の盗難の場合等）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(5) の通貨の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。
- (2) 第2条（保険金を支払う場合）(5) の預貯金証券の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。
- (3) 第2条（保険金を支払う場合）(5) の乗車券等の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに5万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。
- (4) 第4条（保険の対象の範囲）(4) の場合において、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、当社は、その損害の額を30万円とみなし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険

金額のいずれか低い額を限度として、その損害の額を損害保険金として、支払います。なお、当会社は、この損害保険金とこの保険契約で支払われる保険の対象である家財についての他の損害保険金との合計額が家財の保険金額を超えるときでも、この損害保険金を支払います。

- (5) 第4条（保険の対象の範囲）(9) の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または建物の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

第7条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1) から (4) までの損害保険金（注）ならびに (6) および (7) の損害保険金（注）の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条（8）の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

（注） 第4条（保険の対象の範囲）(4) および (9) ならびに前条（1）、(2) および (3) の規定により支払われる損害保険金を除きます。

- (2) (1) の場合において、当会社は、(1) の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) 保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当会社は、(1) の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

第5条（損害保険金の支払額）(1) から (3) - 他の保険契約等によって支払われるべき - 損害保険金の額
までの規定によって支払われるべき損害の額 - 損害保険金または共済金の額

- (3) (1) の場合において、第2条（保険金を支払う場合）(8) の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条（1）から（4）までの損害保険金ならびに同条（6）および（7）の損害保険金の額は、(1) または (2) の規定を適用して算出した額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1) の規定をおのおの別に適用します。

第9条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第5条（損害保険金の支払額）(4) の規定をおのおの別に適用します。

第3章 基本条項

第10条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注） 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) この保険契約に適用される保険料率は、保険期間の初日に使用されている保険料率により計算します。
- (4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（保険の対象の評価－建物の場合）

- (1) 建物が保険の対象である場合は、保険契約締結時に評価額を保険証券に記載するものとします。
- (2) 建物の保険金額は、保険証券記載の評価額により定めるものとします。

第12条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第24条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第13条(保険の対象の評価または再評価のための告知-建物の場合)

- (1) 建物が保険の対象である場合は、当社は、第11条(保険の対象の評価-建物の場合)(1)または第15条(保険の対象の価額の増加または減少-建物の場合)(2)に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者が、評価事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったときもしくは事実と異なることを告げたときは、損害の額は、第5条(損害保険金の支払額)(1)の規定にかかわらず、損害が生じた地および時における保険の対象の時価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象である建物を修理することができるときには、時価額を限度とし、次の算式(注1)によって算出した額とします。

$$\text{修理費} - \begin{array}{l} \text{修理によって保険の対象の価額が増加した} \\ \text{場合は、その増加額} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{修理に伴って生じた残存物がある場} \\ \text{合は、その価額} \end{array} = \text{損害の額}$$

(注1) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、再調達価額の80%に相当する額を限度とします。

- ① 補修・維持管理が適切に施されていない場合
- ② 実際に使用されていない場合

- (2) (1)の場合において、当社は、①または②のいずれかによる額を、第5条(損害保険金の支払額)(4)の損害保険金として支払います。

- ① 保険金額が損害が生じた地および時における保険の対象の時価額の80%に相当する額以上の場合
保険金額を限度とし、(1)の規定による損害の額
- ② 保険金額が損害が生じた地および時における保険の対象の時価額の80%に相当する額より低い場合
(1)の規定による損害の額について、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額

$$(1) \text{の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{時価額の80\%に相当する額}} = \text{第5条(4)の損害保険金の額}$$

- (3) 不測かつ突発的な事故によって保険の対象である建物に損害が生じた場合には、(1)の損害の額および算式の修理費から、1回の事故につき保険の対象である建物ごとに免責金額を差し引いた残額により(2)の規定を適用します。

- (4) (1)、(2)および(3)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① 当社が評価または再評価の際、(1)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

- ② 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、評価事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合
- ③ 当社が、(1)の規定による故意または重大な過失によって事実を告げなかったこともしくは事実と異なることを知った時から1か月を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (5) (4)②の規定による申出を受けた場合には、当社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (6) (5)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料額取前に生じた事故による損害については、当社は、次の①または②のいずれかによる額を、第5条（損害保険金の支払額）(4)の損害保険金として支払います。
- ① 保険金額が損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額の80%に相当する額以上の場合
損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額による損害の額。この場合において、損害が生じた保険の対象である建物を修理することができるときには、その再調達価額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額とします。

修理費 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 第5条（4）の損害保険金の額

(注) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

- ② 保険金額がその損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額の80%に相当する額より低い場合
保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額。この場合において、損害の生じた保険の対象である建物を修理することができるときには、①の規定を準用します。

$$\text{再調達価額による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{再調達価額の80\%に相当する額}} = \text{第5条（4）の損害保険金の額}$$

- (7) 不測かつ突発的な事故によって保険の対象である建物に損害が生じた場合には、(6)の損害の額および算式の修理費から、1回の事故につき保険の対象である建物ごとに免責金額を差し引いた残額により(6)の規定を適用します。

第14条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したとき。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超え

ることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第15条（保険の対象の価額の増加または減少—建物の場合）

(1) 保険契約締結の後、保険の対象である建物に、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象である建物の価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に申し出なければなりません。

① 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし

② この保険契約において補償しない事故による保険の対象である建物の一部滅失

(2) (1) の場合、当社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象である建物の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

(3) (1) の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から (2) の規定による手続が完了するまでの間に生じた損害については、当会社は、第5条（損害保険金の支払額）(1) から (4) までの規定は適用せず、第13条（保険の対象の評価または再評価のための告知—建物の場合）(6) ①もしくは②または (7) の規定を適用して損害保険金を支払います。ただし、保険の対象の価額が減少した場合を除きます。

(4) (2) の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(5) (4) の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者とその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当会社は、第5条（損害保険金の支払額）(1) から (4) までの規定は適用せず、第13条（保険の対象の評価または再評価のための告知—建物の場合）(6) ①もしくは②または (7) の規定を適用して損害保険金を支払います。この場合、保険金額は、(2) の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

第16条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第17条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1) の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当社が (2) の規定による承認をする場合には、第19条（保険契約の失効）(1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第18条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第19条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第37条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

第20条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第21条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意

でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第22条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第23条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注） 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第24条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第25条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第12条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注） 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注） 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)ならびに第13条（保険の対象の評価または再評価のための告知—建物の場合）および第15条（保険の対象の価額の増加または減少—建物の場合）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この約款およびこの保険契約に付帯される特約に従い、保険金を支払います。

第26条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第18条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第27条（保険料の返還—取消しの場合）

第20条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第28条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

- (1) 第21条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡（さかのぼ）って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第21条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料につき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第29条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第12条（告知義務）(2)、第14条（通知義務）(2)もしくは(6)、第23条（重大事由による解除）(1)または第25条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第22条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第30条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第31条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款の規定により保険金が支払われないときを除き、当社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（注1）の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注2）

（注1）消火活動に従事した者の着用物を含みます。

（注2）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第2条（保険金を支払う場合）の 損害の発生または拡大を防止することが = 損害の額
 事故による損害の額 できたと認められる額

- (4) 第5条（損害保険金の支払額）(4)、第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1) および第9条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2) に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第8条（1）の規定中「支払限度額」とあるのは「第31条（損害防止義務および損害防止費用）(2) によって当社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (2) の場合において、当社は、(2) に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。

第32条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当社が第2条（保険金を支払う場合）(1) から (4) までの損害保険金または (6) もしくは (7) の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が第2条（保険金を支払う場合）(4) の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第5条（損害保険金の支払額）(2) の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当社が第2条（保険金を支払う場合）(4) の損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3) の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（注）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（注） 第5条（損害保険金の支払額）(2) の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第33条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書
 - ④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合とは、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注） 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第34条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1） 被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2） 保険価額を含みます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1） 被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2） 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3） 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注） 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第35条（時効）

保険金請求権は、第33条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第36条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- （2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （3）（1）の規定により、被保険者が借家人に対して有する債権を、当社が取得したときは、当社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、当社は、これを行使することができるものとします。
- （4）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第37条（保険金支払後の保険契約）

（1）第2条（保険金を支払う場合）（1）から（4）までの損害保険金、同条（6）について免責金額の適用がないものとして算出した損害保険金または同条（7）の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（注）

の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

- (2) (1) の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1) の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から (3) までの規定を適用します。

第38条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注）に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第12条（告知義務）の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

- (2) 第10条（保険責任の始期および終期）(4) の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第39条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第17条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第40条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第41条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第42条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

| | 保険金の種類 | | 支払限度額 |
|---|---|------------|---|
| 1 | 第2条（保険金を支払う場合）(1) から (3) までの損害保険金または (7) の損害保険金 | | 損害の額 |
| 2 | 第2条（保険金を支払う場合）(4) の損害保険金 | (1) 明記物件 | 1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注） 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 |
| | | (2) 上記以外の物 | 損害の額 |
| 3 | 第2条（保険金を支払う場合）(5) の損害保険金 | (1) 通貨 | 1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注） 他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 |
| | | (2) 預貯金証書 | 1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注） 他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 |
| | | (3) 乗車券等 | 1回の事故につき、1敷地内ごとに5万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注） 他の保険契約等に、限度額が5万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 |
| 4 | 第2条（保険金を支払う場合）(6) の損害保険金 | (1) 建物 | 第5条（損害保険金の支払額）(3) に規定する損害の額（注） （注） 他の保険契約等に、保険証券記載の免責金額より低い免責金額がある場合は、これらの額のうち最も低い額を差し引いた額を損害の額とします。 |
| | | (2) 家財 | 1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円（注1）または第5条（損害保険金の支払額）(3) に規定する損害の額（注2）のいずれか低い額 （注1） 他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 （注2） 他の保険契約等に、保険証券記載の免責金額より低い免責金額がある場合は、これらの額のうち最も低い額を差し引いた額を損害の額とします。 |
| 5 | 第2条（保険金を支払う場合）(8) の残存物取片づけ費用保険金 | | 残存物取片づけ費用の額 |
| 6 | 第6条（損害保険金の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合等）(4) の規定により損害保険金を支払う場合 | | 1回の事故につき、300万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注） 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 |
| 7 | 第6条（損害保険金の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合等）(5) の規定により損害保険金を支払う場合 | | 1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（注）または損害の額のいずれか低い額 （注） 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 |

すまいのプロテクト総合保険
普通保険約款

別表2 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

| 既経過期間 | 割合 |
|--------------|-------|
| 1 か月まで..... | 1/12 |
| 2 か月まで..... | 2/12 |
| 3 か月まで..... | 3/12 |
| 4 か月まで..... | 4/12 |
| 5 か月まで..... | 5/12 |
| 6 か月まで..... | 6/12 |
| 7 か月まで..... | 7/12 |
| 8 か月まで..... | 8/12 |
| 9 か月まで..... | 9/12 |
| 10 か月まで..... | 10/12 |
| 11 か月まで..... | 11/12 |
| 12 か月まで..... | 12/12 |

持ち出し家財損害補償特約 (451)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|-------------------------------------|
| 支払限度額 | 保険証券記載の支払限度額をいいます。 |
| 他の保険契約等 | 次条の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 被保険者 | この保険契約の保険の対象である家財の所有者とします。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 保険金 | 持ち出し家財損害保険金をいいます。 |

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、偶然な事故によって第4条 (保険の対象の範囲) に規定する保険の対象に生じた損害に対して、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、乗車券等の盗難による損害については、保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちにその運輸機関 (注) または発行者に届出をしたことを条件とします。

(注) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者 (注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者 (注2) またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする同居の親族 (注3) の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ④ 保険の対象の置き忘れまたは紛失

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 被保険者と親族との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 (注1) に対しては、保険金を支払いません。この場合の損害には、次のいずれかに該当する事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注2)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質 (注3) もしくは核燃料物質 (注3) によって汚染された物 (注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害 (注1) に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(注2)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等
- ④ 運搬、点検、調整、修理、加工、清掃等、保険の対象に対する作業または保険の対象の使用を目的として他人に寄託している間に生じた損害

(注1) 前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限りません。

(注2) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

- (4) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(注)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 落書きによる汚損を含みます。

- (5) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ③ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気事故または機械的事故によって生じた損害
- ④ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑤ 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害
- ⑥ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
- ⑦ 楽器の弦(注)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
- ⑧ 楽器の音色または音質の変化
- ⑨ 保険の対象である液体の流出または混合による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については除きます。

(注) ピアノ線を含みます。

第4条(保険の対象の範囲)

- (1) この特約における保険の対象は、この保険契約の保険の対象である家財のうち、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族(注)によって、保険証券記載の建物から日本国内外に一時的に持ち出された、普通約款第4条(保険の対象の範囲)(1)、(2)、(3)、(6)および(7)に規定される家財とします。

(注) 被保険者と親族との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 船舶(注1)、航空機、水上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品
- ② 自転車(注2)および原動機付自転車ならびにこれらの付属品
- ③ ハンググライダー、パラグライダー、パラモーター、超軽量動力機、サーフボード、ウインドサーフィン、リュージュ、ボブスレーその他これらに類する物およびこれらの付属品
- ④ ラジオコントロール模型およびドローンならびにこれらの付属品
- ⑤ 移動体通信端末機器および携帯型電子機器(注3)ならびにこれらの付属品
- ⑥ クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー(注4)、ローンカードその他これらに類する物
- ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他身体の機能を補完するために身に着ける用具
- ⑧ その他保険証券に保険の対象に含まれないものとして記載された物

(注1) ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。

(注2) 電動自転車を含みます。電動自転車とは、電力モーターにより走行を補助する自転車をいいます。

(注3) 「移動体通信端末機器および携帯型電子機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等をいいます。

(注4) 決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。

- (3) (1)の規定にかかわらず、普通約款第4条(保険の対象の範囲)(2)②の乗車券等および通貨については、保

險の対象に含まれます。

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額から1回の事故につき保険証券記載の免責金額を控除した額を、保険金として支払います。ただし、1回の事故につき支払限度額を限度とします。
- (2) 当社が（1）の保険金として支払うべき損害の額は、次のいずれかによって定めます。

① 保険の対象である②以外の家財に損害が生じた場合

損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額とします。

修理費 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 保険金の額

② 保険の対象である明記物件に損害が生じた場合

損害が生じた地および時におけるその保険の対象の市場価格

③ 保険の対象である乗車券等または通貨に損害が生じた場合

乗車券等については、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用を損害の額とし、乗車券等および通貨の損害の額の合計が5万円を超える場合は、それらの物の損害の額の合計を5万円とみなします。

（注） 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

- (3) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、（1）および（2）の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額（注）を限度とします。

（注）（2）①の場合は再調達価額をいい、（2）②の場合は市場価格をいいます。

第6条（普通約款および特約に掲げる費用保険金等の関係）

- (1) この特約においては、普通約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に付帯された他の特約に規定する費用保険金の支払に関する規定は適用しません。

第7条（損害防止義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生したことを知った場合には、普通約款第30条（事故の通知）（1）および普通約款第31条（損害防止義務および損害防止費用）（1）に掲げる事項を履行しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第2条（保険金を支払う場合）の事故による 損害の発生または拡大を防止することができたときと認められる額 = 損害の額
損害の額

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1) の場合において、再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定期のない他の保険契約等があるときには、当社は、（1）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

損害の額 - 他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額 = 保険金の額

- (3) それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額を保険金の

額とします。

第9条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了します。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

風災等支払方法変更特約（20万円以上事故補償）（454）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約に従い、すまいのプロテクト総合保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）(2)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

〔2〕当会社は、保険証券記載の事故の区分欄の「風災・雹（ひょう）災・雪災」に「○」の記載がある場合に、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（注1）（注2）を受け、その損害（注1）（注2）の額が20万円以上となったときには、その損害（注1）（注2）に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害（注1）（注2）の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

- ① 風災（注3）
- ② 雹（ひょう）災
- ③ 雪災（注4）

（注1） 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が①から③までの事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限りします。

（注2） ③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第34条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第30条（事故の通知）および第31条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注3） 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注4） 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

すまいの
プロテクト
総合保険
特約

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、すまいのプロテクト総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

水災縮小支払特約（一部定率払い）（455）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|-------------------------------------|
| 支払限度額 | この特約の別表に掲げる支払限度額をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険証券記載の事故の区分欄の「水災」に「○」の記載がある場合に、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当するときは、普通約款第2条（保険金を支払う場合）(7)の規定にかかわらず、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀もしくは垣が保険の対象に含まれるときまたは普通約款第4条（保険の対象の範囲）(9)の規定により屋外設備・装置を保険の対象として取り扱うときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- ① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた場合

- ② 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水（注）を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合
- ③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水（注）を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じたとき。

（注） 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

第3条（損害保険金の支払額）

- (1) 当社が前条①の損害保険金として支払うべき損害の額は、普通約款第5条（損害保険金の支払額）(1)の規定による額とします。
- (2) 当社は、前条①の損害保険金として、次の算式（注）によって算出した額を支払います。

(1) の規定による損害の額または保険金額のいずれか低い額 × 縮小割合（70%） = 損害保険金の額

（注） 保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。

- (3) 当社は、前条②の損害保険金として、次の算式（注）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

保険金額 × 支払割合（10%） = 損害保険金の額

（注） 保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。

- (4) 当社は、前条③の損害保険金として、次の算式（注）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

保険金額 × 支払割合（5%） = 損害保険金の額

（注） 保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。

- (5) (3) および (4) の規定に基づいて、当社が支払うべき前条②および③の損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この特約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

- (2) 保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

前条（損害保険金の支払額）の規定によって 他 の 保 険 契 約 等 に よ っ て 支 払 わ れ る べ き 支 払 わ れ る べ き 損 害 の 額 損害保険金または共済金の額 = 損害保険金の額

第5条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、普通約款第5条（損害保険金の支払額）(4)およびこの特約第3条（損害保険金の支払額）の規定をおのおの別に適用します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

| 保険金の種類 | | 支払限度額 |
|----------------------|---------------------------|--|
| 第2条（保険金を支払う場合）の損害保険金 | (1) ①の損害保険金 | 損害の額に70%（注）を乗じて得た額 （注） 他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。 |
| | (2) ②の損害保険金 | 1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注1）または保険価額に10%（注2）を乗じて得た額のいずれか低い額 （注1） 他の保険契約等に、この損害に対する限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 （注2） 他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。 |
| | (3) ③の損害保険金 | 1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（注1）または保険価額に5%（注2）を乗じて得た額のいずれか低い額 （注1） 他の保険契約等に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 （注2） 他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。 |
| | (4) 上記(2)および(3)の損害保険金の合計額 | 1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注） （注） 他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額とします。 |

屋外設備・装置補償対象外特約（453）

当社は、この特約により、すまいのプロテクト総合保険普通保険約款第4条（保険の対象の範囲）(9)の規定を適用しません。

事故時諸費用補償特約（支払割合 10%/20%/30%）（459/460/461）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|--|
| 他の保険契約等 | この特約を付帯した保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された次条の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 保険金 | 事故時諸費用保険金をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、普通約款第2条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金ならびに(6)および(7)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、普通約款第4条（保険の対象の範囲）(4)および(9)ならびに普通約款第6条（損害保険金の支払額 - 通貨または預貯金証書の盗難の場合等）(1)、(2)および(3)の規定により損害保険金が支払われる場合を除きます。

第3条（保険金の支払額）

(1) 当社は、前条の保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

普通約款第2条（保険金を支払う場合）(1) から (4) までの 損害保険金ならびに (6) および (7) の損害保険金（注） × 保険証券記載の 支払割合（%） = 保険金の額

（注） 普通約款第4条（保険の対象の範囲）(4) および (9) ならびに普通約款第6条（損害保険金の支払額－通貨または預貯金証書の盗難の場合等）(1)、(2) および (3) の規定により支払われる損害保険金を除きます。

(2) (1) の場合において、当会社は、(1) の規定によって支払うべき保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、保険金を支払います。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（注）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注） 他の保険契約等に、これを超えるものがある場合は、これらのうち最も高い額とします。

(2) (1) の場合において、第2条（保険金を支払う場合）の保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、普通約款第2条（保険金を支払う場合）(1) から (4) までの損害保険金ならびに同条 (6) および (7) の損害保険金の額は、普通約款およびこれに付帯された特約に定める他の保険契約等がある場合の保険金の支払額の規定を適用して算出した額とします。

(3) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1) の規定をおのおの別に適用します。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

地震火災費用補償特約（464）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| 支払限度額 | 別表に掲げる支払限度額をいいます。 |
| 他の保険契約等 | この特約が付帯された保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された次条の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 保険金 | 地震火災費用保険金をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物または建物内収容の保険の対象である家財が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合（注1）には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき（注2）。
- ② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半焼以上となったとき（注2）、またはその家財が全焼となったとき（注3）。

- (注1) この場合においては、普通約款第3条（保険金を支払わない場合）(2)②の規定は適用しません。
- (注2) 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
- (注3) 家財の火災による損害の額が、その家財の保険価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含まれません。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難

- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用（注1）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ② 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- (注1) ①および②の事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた費用、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた費用を含みます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として、次の算式（注）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合} (5\%) = \text{保険金の額}$$

- (注) 保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。

- (2) (1)ただし書においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

| | |
|-------|--|
| 支払限度額 | <p>(1) それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(注)を超える場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(注)を限度とします。</p> <p>(注) 他の保険契約等に、これを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。</p> <p>(2) (1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%(注)を乗じて得た額を超えるときは、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%(注)を乗じて得た額を限度とします。</p> <p>(注) 他の保険契約等に、支払割合がこれを超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。</p> |
|-------|--|

ドアロック取替え費用補償特約(463)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---------------------------------------|
| 他の保険契約等 | 次条の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 保険金 | ドアロック取替え費用保険金をいいます。 |

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が次の費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 建物または家財が保険の対象である場合において、普通約款第2条(保険金を支払う場合)(4)または(5)に規定する損害保険金が支払われるときは、盗難の再発防止のため、保険証券記載の建物の出入口のドアロックを取替えるために必要な費用
- ② 建物または家財が保険の対象である場合において、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族(注)によって保険証券記載の建物から持ち出された鍵が日本国内で盗取されたことにより、保険証券記載の建物の出入口のドアロックを取替えるために必要な費用

(注) 被保険者と親族との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第3条(被保険者の範囲)

この特約における被保険者とは、保険証券の被保険者欄記載の者をいいます。

第4条(保険金の支払額)

- (1) 当社が支払う第2条(保険金を支払う場合)の保険金の額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに3万円を限度とします。
- (2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額がこの保険契約の保険金額を超えるときでも、合計額の全額を支払います。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

普通約款第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)の規定は、他の保険契約等がある場合にこれを適用します。この場合において、普通約款第8条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「ドアロック取替え費用補償特約第2条(保険金を支払う場合)の損害の額」と読み替えるものとします。

第6条(この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険証券記載の保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了します。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特

約の規定を準用します。

バルコニー等修繕費用特約（462）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------------|--|
| 他の保険契約等 | 次条のバルコニー等修繕費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| バルコニー等修繕費用 | 区分所有された共同住宅のうち被保険者が専ら使用または管理する共用部分の損害に対して、被保険者が負担した修繕に要した費用をいいます。ただし、その共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき、被保険者に修繕の義務が生じた場合に限りま。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 保険金 | バルコニー等修繕費用保険金をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、保険の対象が区分所有された共同住宅建物の専有部分である場合において、普通約款第2条（保険金を支払う場合）の規定に従い、保険証券記載の事故の区分欄に「〇」の記載のある事故によって被保険者に生ずるバルコニー等修繕費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由または損害によって被保険者に生じた費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金の支払額）

- 当会社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払う額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度とし、この保険契約における被保険者が複数の場合であっても、30万円を限度とします。
- (1)の場合において、この保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、支払います。

第5条（保険金の請求）

- 当会社に対する保険金の請求権は、バルコニー等修繕費用を負担することによる損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第33条（保険金の請求）(2)⑤の書類または証拠として、次のものを当会社に提出しなければなりません。
 - 被保険者に修繕の義務が生じたことを確認できる管理組合の規約
 - バルコニー等修繕費用の額を確認できる書類

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額がバルコニー等修繕費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
バルコニー等修繕費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

家賃補償特約（466）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| 他の保険契約等 | 次条の損失に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいるのプロテック総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 復旧期間 | 保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までに要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合には、推定復旧期間（注）を超えないものとし、また、損害を受けた保険の対象の復旧または再取得をしない場合で、第4条（賃貸の不継続）ただし書に該当するときは、推定復旧期間（注）をもって復旧期間とみなします。 （注） 保険の対象を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。 |
| 保険金 | 家賃損失保険金をいいます。 |
| 約定復旧期間 | 復旧期間を基準として、当会社と保険契約者が約定した期間をいいます。 |
| 家賃 | 建物の賃貸料（注）で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料を含まないものをいいます。また、賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる場合において、その賃貸料（注）は家賃に算入されます。 ① 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ② 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ③ 賄料 （注） 区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通約款第2条（保険金を支払う場合）の規定に従い、保険証券記載の事故の区分欄に「〇」の記載のある事故によって保険の対象である建物が損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金支払の条件）

当会社は、保険の対象について生じた損害に対して、普通約款の規定により損害保険金が支払われるべき場合に限り、前条の損失に対して、保険金を支払います。ただし、普通約款第4条（保険の対象の範囲）(9)の規定のみにより損害保険金が支払われる場合を除きます。

第4条（賃貸の不継続）

被保険者が、損害を受けた保険の対象の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧もしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損害発生の際に遡（さかのぼ）って効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は除きます。

第5条（保険価額）

この特約の保険価額は、損害が生じた時における保険の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額とします。

第6条（保険金の支払額）

- 当会社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって定めます。
- 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度とし、家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額を保険金として、支払います。

（注） 約定復旧期間を限度とします。

- 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\text{家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

（注） 約定復旧期間を限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額を超える場合は、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注） 約定復旧期間を限度とします。

第8条（保険金の請求）

普通約款の規定にかかわらず、当会社に対する保険金請求権は、復旧期間（注）が終了した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

（注） 約定復旧期間を限度とします。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

総合個人賠償責任補償特約（456）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| 財物 | 財産的価値のある有体物（注）をいいます。 （注） 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、鉱業権、営業権、著作権、特許権、商業権その他これらに類する権利または電気もしくはエネルギーを含みません。 |
| 事故 | 次条①および②に掲げるものまたは保管物の損壊もしくは盗取をいいます。 |
| 自動車 | 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。 |
| 支払限度額 | 次条および第3条（保険金を支払う場合－保管物賠償責任）の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものをいいます。 |
| 住宅 | 本人の居住の用に供される保険証券記載の建物をいい、この特約において敷地内の動産および不動産を含みます。 |
| 身体の障害 | 次に掲げるものをいいます。 ① 傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害 ② 不当な身体の拘束による自由の侵害および名誉毀損ならびに口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損およびプライバシーの侵害 |
| 親族 | 6親等内の血族または3親等内の姻族をいいます。 |
| 損壊 | 滅失（注）、損傷または汚損をいいます。 （注） 盗難、紛失または詐取を含みません。 |
| 他の保険契約等 | この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 保管物 | 被保険者が使用または管理する他人の財物をいいます。 |
| 保険金 | 賠償損害保険金をいいます。 |
| 本人 | 保険証券の本人欄に記載の者をいいます。 |
| 臨時費用 | 被保険者が臨時に必要とする費用をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合－個人賠償責任）

当会社は、第8条（被保険者およびその範囲）に定める被保険者が次に掲げる偶然な事故により、他人の身体の障害または財物（注1）の損壊もしくは使用不能に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を

被った場合は、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 第8条に定める被保険者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故

（注1） 保管物を除きます。

（注2） 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（保険金を支払う場合－保管物賠償責任）

当社は、前条の規定にかかわらず、保管物が損壊または盗取された場合に、その損壊または盗取に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合－共通その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3） 使用済燃料を含みます。

（注4） 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、保険期間が始まった後でも、この特約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当社は、保険契約者が普通約款第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定によるこの特約の追加保険料の支払を怠った場合は、普通約款第25条の規定を準用します。この場合において、普通約款第25条（5）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故」とあるのは「総合個人賠償責任補償特約第2条（保険金を支払う場合－個人賠償責任）または第3条（保険金を支払う場合－保管物賠償責任）の事故」と読み替えて適用します。

第5条（保険金を支払わない場合－共通その2）

当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族または同居する配偶者（注2）に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

（注1） 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（注2） 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合－個人賠償責任）

当社は、第2条（保険金を支払う場合－個人賠償責任）の規定にかかわらず、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者およびゴルフの補助者として使用するキャディーを除きます。
- ② 航空機、船舶・車両（注1）または銃器（注2）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

(注2) 空気銃を除きます。

第7条 (保険金を支払わない場合—保管物賠償責任)

(1) 当社は、次に掲げる保管物の損壊または盗取について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 通貨、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー (注1)、ローンカード、乗車券等、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ② 貴金属、宝石、書画、骨董 (とう)、彫刻、美術品その他これらに類する物
- ③ 自動車 (注2)、原動機付自転車、船舶 (注3)、航空機
- ④ 鉄砲、刀剣その他これらに類する物
- ⑤ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- ⑥ 動物、植物等の生物
- ⑦ 公序良俗に反する物
- ⑧ 被保険者が使用または管理する不動産 (注4)
- ⑨ その他保険証券記載の物

(注1) 決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。

(注2) 被牽 (けん) 引車を含みます。

(注3) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

(注4) その不動産に付随して賃貸借され、かつ、不動産に備え付けられた動産を含みます。

(2) 当社は、保管物が次のいずれかに該当する間に損壊し、または盗取された場合には、保険金を支払いません。

- ① 被保険者以外の者に転貸されている間
 - ② 保管物が自転車である場合は、被保険者が住宅外で使用または管理している間
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する事由による保管物の損壊または盗取について、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格 (注1) を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ③ 酒に酔った状態 (注2) で自動車等を運転している間に生じた事故
 - ④ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ⑤ 被保険者が保管物について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に保管物を使用したこと。
 - ⑥ 被保険者に引き渡される以前から保管物に存在した欠陥
 - ⑦ 保管物の自然の消耗もしくは劣化 (注3) または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由に起因する損害
 - ⑧ ねずみ食い、虫食い等に起因する損害
 - ⑨ 保管物の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
 - ⑩ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

(注1) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注3) 日常の使用に伴う摩擦、消耗または劣化を含みます。

(4) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保管物が寄託者または貸主に返還された後に発見された保管物の損壊または盗取に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が保管物を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任 (注)

(注) 収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

第8条 (被保険者およびその範囲)

(1) この特約における被保険者は、日本国内に居住する次に掲げる者をいいます。ただし、責任無能力者は含まな

いものとします。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者（注1）
- ③ 本人またはその配偶者（注1）の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者（注1）の別居の未婚（注2）の子

（注1）婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

（注2）これまでに婚姻歴のないことをいいます。

- (2) (1)の本人とその配偶者（注）との続柄または本人もしくはその配偶者（注）とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

（注）婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

- (3) (1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当社に申し出て、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第9条（個別適用）

- (1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合－共通その1）(1)①の被保険者が本人の場合は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用しません。
- (2) (1)の規定によって、第11条（保険金の支払額）に定める当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第10条（支払保険金の範囲）

- (1) 当社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。
- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。
 - ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（注）
 - ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 - ④ 被保険者が第15条（事故発生時の義務）①の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
 - ⑤ 損害の発生および拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当または護送その他の緊急措置に要した費用
 - ⑥ 第17条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用
 - ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第15条（事故発生時の義務）③または第20条（代位）(3)の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

（注）弁護士報酬を含みます。

- (2) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合－個人賠償責任）①または②の事故により他人の身体の障害につき法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、身体の障害を被った者が次の①または②のいずれかに該当するときは、(1)の規定にかかわらず、臨時費用は、これを当社が支払う保険金の範囲に含むものとします。

- ① 第2条①または②の事故の直接の結果として死亡した場合
- ② 第2条①または②の事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院した場合

- (3) 当社が第3条（保険金を支払う場合－保管物賠償責任）の損害に対して支払う(1)①の損害賠償金の額は、判決により支払を命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を除き、被害保管物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。

第11条（保険金の支払額）

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- 前条(1)①に規定する損害賠償金の額が免責金額（注1）を超過する場合には、支払限度額を限度とし、その超過した額を支払います。ただし、第3条（保険金を支払う場合－保管物賠償責任）の規定に基づく損害については、保険期間（注2）を通じ、支払限度額を支払う限度とします。

(注1) 第2条(保険金を支払う場合—個人賠償責任)および第3条(保険金を支払う場合—保管物賠償責任)の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものをいいます。以下同様とします。

(注2) 保険期間が1年を超える保険契約においては、「同一契約年度」をいいます。

- ② 前条(1)②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、前条(1)②および③の費用は、前条(1)①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{前条(1)②および③の費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{前条(1)①の損害賠償金の額}} = \text{保険金の額}$$

- ③ 前条(2)の臨時費用についてはその全額。ただし、1回の事故により身体の障害を被った者1名につき、次の額を限度とします。

ア. 前条(2)①に該当する場合は、10万円

イ. 前条(2)②に該当する場合は、2万円

第12条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

① 損害の額(注)

- ② 第10条(支払保険金の範囲)(2)の臨時費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。

(注) 第10条(2)の臨時費用を除きます。

- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第13条(先取特権)

- (1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第10条(支払保険金の範囲)(1)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第10条(支払保険金の範囲)(1)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

支払限度額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第10条(支払保険金の範囲)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第15条(事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合—個人賠償責任)または第3条(保険金を支払う場合—保管物賠償責任)の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に必要な措置を講ずること。
② 次の事項を選滞なく、書面で当会社に通知すること。

- ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
 - ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

（注1） 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2） 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第16条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 前条②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注） 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条（損害賠償責任解決の特則）

(1) 被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被害者からの損害賠償請求の解決にあたることができます。

(2) (1) の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、支払限度額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

第18条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ④ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
- ⑤ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 普通約款第1条(用語の定義)(注)ならびにこの特約第5条(保険金を支払わない場合―共通その2)(注2)、第8条(被保険者およびその範囲)(1)(注1)および(2)(注)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 第10条(支払保険金の範囲)(2)の臨時費用の請求は、本人を経由して行うものとします。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条(保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害の関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
 (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第20条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
 被保険者が取得した債権の全額
 ② ①以外の場合
 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第21条(この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
 (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第22条(重大事由解除に関する特則)

当社は、普通約款第23条(重大事由による解除)(2)および(3)の規定を次の通り読み替えて、この特約に適用します。

- 「(2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害については適用しません。
 ① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害」

第23条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

事故被害者弁護士費用補償特約(465)

第1章 用語の定義条項

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------|---|
| 行政書士 | 行政書士法(昭和26年法律第4号)の規定により日本行政書士会連合会に備える行政書士名簿に登録された行政書士をいいます。 |
| 司法書士 | 司法書士法(昭和25年法律第197号)の規定により日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に登録された司法書士をいいます。 |

| | |
|---------|---|
| 親族 | 6親等内の血族または3親等内の姻族をいいます。 |
| 他の保険契約等 | 次条の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 被害 | 次に掲げるものをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生したときに、すべての被害が発生したものとみなします。 ① 被保険者の身体の障害（注1） ② 被保険者の財物（注2）の損壊。財物の損壊とは、財物の滅失、損傷もしくは汚損または盗取（注3）をいい、その結果発生するその財物の使用不能損害を含みます。 (注1) 傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害、死亡を含みます。 (注2) その財物について被保険者が正当な権利を有しているものに限ります。 (注3) 詐取を含みません。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通約款をいいます。 |
| 弁護士 | 弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士をいいます。 |
| 弁護士費用等 | 訴訟費用、弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用（注）をいいます。 (注) 法律相談費用を除きます。 |
| 法律相談 | 法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う司法書士法第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談 ③ 行政書士が行う行政書士法第1条の3第1項第4号に規定する相談 |
| 法律相談費用 | 法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。 |
| 保険金 | 事故被害者弁護士費用保険金をいいます。 |
| 保険契約者 | 保険契約者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 |
| 本人 | 保険証券の本人欄に記載の者をいいます。 |

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、日本国内における日常生活において生じた偶然な事故による被害の発生を理由とした損害賠償請求により生じた費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって発生した被害による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意もしくは重大な過失
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに起因する火災その他類似の事故
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して、またはこれらに伴う秩序の混乱により発生した事故

- ⑦ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑧ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（注5）、原動機付自転車、航空機、船舶等を運転している間に生じた事故
- ⑨ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響を受けているおそれがある状態の間に生じた事故
- ⑩ 環境汚染（注6）
- ⑪ 石綿または石綿を含む製品の発がん性物質その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性
- ⑫ 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由
- ⑬ 外因性内分泌攪（かく）乱化学物質（注7）の有害な特性
- ⑭ 電磁波障害
- ⑮ 医薬品の継続的な服用（注8）
- ⑯ 美容を唯一の目的とする医療行為
- ⑰ 被保険者に生じた労働災害事故
- ⑱ 被保険者の精神障害（注9）

- （注1） 保険契約者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3） 使用済燃料を含みます。
- （注4） 原子核分裂生成物を含みます。
- （注5） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。
- （注6） 刺激物質または汚染物質が大気中、土壌中または水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれのあることをいいます。なお、「身体の障害」とは、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害、死亡を含みます。また、「汚染物質」には、煙、蒸気、すず、酸、アルカリ、石綿、化学物質および廃棄物等を含み、廃棄物には再利用される物質を含みます。
- （注7） いわゆる環境ホルモンをいいます。
- （注8） 経口によるとそれ以外によるとを問いません。
- （注9） 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、基本分類コードF 00からF 99に規定された内容に準拠します。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する被害による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 財物自体の欠陥等（注1）による財物の損壊。ただし、欠陥等（注1）を有する財物以外に被害が拡大した場合を除きます。
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される財物の損壊
- ③ 所持することが法令により禁じられている財物の損壊
- ④ 通貨等（注2）、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー（注3）、ローンカード、印紙、切手、乗車券等、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する財物の損壊

- （注1） 欠陥、摩滅、腐食または自然の消耗をいいます。
- （注2） 通貨および小切手をいいます。
- （注3） 決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 他の被保険者に対する損害賠償請求
- ② 保険契約（注）の保険者に対する損害賠償請求。ただし、被害を被った者に直接保険金を支払うことを約した責任保険契約（注）の保険者に対する損害賠償請求を除きます。
- ③ 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求
- ④ 日本国外における、または日本国外の法令に基づく損害賠償請求

- （注） 共済契約を含みます。名称のいかんを問いません。

第6条（保険金を支払う損害の範囲）

当会社が、第2条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払うべき損害は、あらかじめ当会社の同意を

得て支出した、次の費用をいいます。

- ① 法律相談費用
- ② 弁護士費用等

第7条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、日本国内に居住する次に掲げる者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者（注1）
- ③ 本人またはその配偶者（注1）と生計を共にする同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者（注1）と生計を共にする別居の未婚（注2）の子

（注1） 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

（注2） これまでに婚姻歴のないことをいいます。

(2) 被保険者が被害により死亡した場合には、その被害については被保険者のほか、その法定相続人を被保険者とみなし、その損害に対して保険金を支払います。

(3) (1)の本人とその配偶者（注）との続柄または本人もしくはその配偶者（注）とこれらの者以外の者との同居・別居の別および続柄は、被害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

（注） 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(4) (1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当社に申し出て、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(5) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、この規定によって、第8条（保険金の支払限度額）に定める当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第8条（保険金の支払限度額）

(1) 第6条（保険金を支払う損害の範囲）に定める損害について当社が支払う限度額は、次の①から③までに掲げるものの数にかかわらず、(2)から(4)までの規定に基づいて決定されるものとします。

- ① 被保険者
- ② 損害賠償請求の相手
- ③ 訴訟、反訴または上訴

(2) 当社が支払うべき保険金の額は、1回の損害賠償請求につき、かつ、保険期間（注1）を通じ、次に掲げる損害ごとに、保険金額（注2）を限度とします。

- ① 法律相談費用を負担することによる損害
- ② 弁護士費用等を負担することによる損害。ただし、〈別紙〉弁護士費用等支払限度額に定める金額に消費税法（昭和63年法律108号）に基づく消費税相当額を加算した金額を限度とします。

（注1） 保険期間が1年を超える保険契約においては、「同一契約年度」をいいます。

（注2） 保険証券記載の保険金額をいいます。

(3) (2)①の保険金額（注）の適用にあたっては、被保険者が負担した法律相談費用の額から、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税相当額として被保険者が支払った金額を差し引いた金額について適用するものとし、消費税相当額については保険金額に対する消費税相当額を限度としてその全額を支払います。

（注） 保険証券記載の保険金額をいいます。

(4) (2)および(3)の損害について、第三者から回収した金額がある場合は、その金額を控除した額とします。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額（注）を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3章 基本条項

第10条 (保険期間と当会社の支払責任の関係)

- (1) 当会社は、保険期間中に第2条(保険金を支払う場合)の被害が発生し、かつ、その被害につき被害発生日からその日を含めて3年以内に次条(1)または(2)の通知が行われた場合に限り、保険金を支払います。
- (2) 被害が発生した時を特定することが困難な場合、当会社は、被害が発生したと合理的に推定される時または被害が発見された時のいずれか早い時に被害が発生したものとみなします。

第11条 (損害賠償請求等の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第6条(保険金を支払う損害の範囲)に定める費用を支出しようとするときは、次に定める事項を、費用の支出を行う前に当会社に通知しなければなりません。
 - ① 被害の具体的な内容
 - ② 損害賠償請求を行う相手の住所および氏名または名称
 - ③ その他当社が必要と認める事項
- (2) 保険契約者または被保険者は、被保険者が次の事項を行う場合には、事前にその内容を当会社に通知しなければなりません。
 - ① 法律相談を行う弁護士、司法書士または行政書士の変更
 - ② 訴訟の取り下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回
- (3) (1)および(2)の通知に対し当社が説明を求めた場合は、保険契約者または被保険者はこれに応じなければなりません。

第12条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)に定める費用を支出した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 当会社の定める被害状況報告書
 - ③ 公の機関(注)の被害証明書
 - ④ 法律相談を行った弁護士、司法書士または行政書士による法律相談日時および法律相談内容についての書類
 - ⑤ 弁護士、司法書士または行政書士が行った業務の内容を証明する書類
 - ⑥ 和解契約書その他これに代わる書類
 - ⑦ 費用の算出根拠を証明する計算書等の書類
 - ⑧ 費用の領収証

(注) やむを得ない場合には第三者とします。

- (3) 当会社は、(2)に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。
- (4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 普通約款第1条(用語の定義)(注)ならびにこの特約第7条(被保険者の範囲)(1)(注1)および(3)(注)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合、または(2)およ

び(3)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

<別紙> 弁護士費用等支払限度額

1. 用語の定義

この別紙において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|---|
| 時間制報酬 | 委任契約を締結する際に取り決めた1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間(注)を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。 (注) 移動に要する時間を含みます。 |
| 事件等 | 事件または法律事務をいいます。 |
| 実費 | 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた額をいいます。 |
| 自賠償保険等 | 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険または責任共済をいいます。 |
| 着手金 | 事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず受任時に弁護士または認定司法書士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。 |
| 手数料 | 原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。 |
| 同一の事件 | 発生した事故についての被害者ごとの請求事件をいいます。 |
| 同一の事故 | 発生日時、発生場所および事故当事者(複数を含みます。)などを同じくする社会的事故としての事故をいいます。 |
| 日当 | 委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(注)の対価をいいます。 (注) 委任事務処理自体による拘束を除きます。 |
| 認定司法書士 | 司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条(業務)第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。 |
| 報酬金 | 事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士または認定司法書士が受ける委任事務処理の対価をいいます。 |

2. 弁護士費用等支払限度額

着手金、報酬金、時間制報酬、手数料、日当およびその他の費用についてはそれぞれ(1)から(6)までの規定によります。ただし、被保険者が日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は当会社が別に定めるところによります。

(1) 着手金

- ① 弁護士または認定司法書士に委任した事件の対象の経済的利益(注1)に応じて次表に掲げる金額(注2)とします。ただし、経済的利益の額(注1)の算定が困難な場合は、過去の判例等に基づき合理的に推定される金額のうち最も少ない金額を経済的利益の額(注1)として仮に定めて、その額を基準として計算された着手金を当初の着手金とし、(2)に定める報酬金を支払う段階で不足額を調整することができるものとします。

| 経済的利益（注1） | 金額 |
|-------------------------|-----------------------|
| ア. 125万円以下の場合 | 10万円 |
| イ. 125万円を超え300万円以下の場合 | 経済的利益（注1）× 8% |
| ウ. 300万円を超え3,000万円以下の場合 | 経済的利益（注1）× 5% + 9万円 |
| エ. 3,000万円を超え3億円以下の場合 | 経済的利益（注1）× 3% + 69万円 |
| オ. 3億円を超える場合 | 経済的利益（注1）× 2% + 369万円 |

② 同一の事件に関し、次表に掲げるア. からエ. のいずれかの事由に該当する場合で当社が認めたときは、上記①の規定により計算される金額の25%を上限に増額することができます。ただし、複数の事由に該当する場合であっても、50%（注3）を超えて増額することはできません。

| |
|--|
| ア. 弁護士または認定司法書士が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟事件を受任する場合 |
| イ. 弁護士または認定司法書士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟事件を受任する場合 |
| ウ. 弁護士が、第1審から引き続いて控訴審を受任する場合 |
| エ. 弁護士が、控訴審から引き続いて上告審を受任する場合 |

③ 同一の事件に関し、弁護士または認定司法書士が調査事件から引き続き、示談交渉、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合、上記①に定める額から既に受け取っていた調査事件の手数料を差し引くこととします。

（注1） 弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により計算される被保険者が賠償されるべき相当な金額をいい、賠償義務者からの既払金、保険会社または共済責任を負う者からの書面による事前支払提示額および簡易な自賠責保険等（損害賠償請求権の存否およびその額に争いがいがない場合の請求をいう。）または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。ただし、控除した既払金および保険会社または共済責任を負う者からの書面による事前支払提示額に含まれるもの以外の自賠責保険等相当部分は、弁護士または認定司法書士が自賠責保険等に請求したか否かにかかわらず、(4)の規定により計算される金額とすることができます。

（注2） 事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

（注3） 通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当社が認めた場合は、50%を超える割合とすることができます。

(2) 報酬金

① 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された経済的利益（注1）に応じて次表に掲げる金額（注2）とします。

| 経済的利益（注1） | 金額 |
|-------------------------|-----------------------|
| ア. 300万円以下の場合 | 経済的利益（注1）× 16% |
| イ. 300万円を超え3,000万円以下の場合 | 経済的利益（注1）× 10% + 18万円 |
| ウ. 3,000万円を超え3億円以下の場合 | 経済的利益（注1）× 6% + 138万円 |
| エ. 3億円を超える場合 | 経済的利益（注1）× 4% + 738万円 |

② 弁護士が引き続き上訴審を受任した場合、最終審の報酬金以外の報酬金については支払いません。

(注1) 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいい、賠償義務者からの既払金、保険会社または共済責任を負う者からの書面による事前支払提示額および簡易な自賠責保険等（損害賠償請求権の存否およびその額に争いがいない場合の請求をいう。）または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。ただし、控除した既払金および保険会社または共済責任を負う者からの書面による事前支払提示額に含まれるもの以外の自賠責保険等相当部分は、手数料を既に受領した場合を除き、弁護士または認定司法書士が自賠責保険等に請求したか否かにかかわらず、(4)の規定により計算される金額とすることができます。

(注2) 委任事務の終了時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

(3) 時間制報酬

弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間（注1）1時間あたり2万円。ただし、同一の事故、同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求はできないものとし、30時間分（注2）を上限とします。

(注1) 事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。なお、事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士から提出される報告書（原則として毎月1回の割合で提出され、事務処理に要した時間が1分単位で記載されたものに限ります。）により確認されたものとします。

(注2) 委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができます。

(4) 手数料

① 弁護士または認定司法書士が実施する自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、支払われるべき金額に応じて次表に掲げる金額とします。

| 支払われるべき金額 | 金額 |
|----------------|--------------|
| ア. 150万円以下の場合 | 3万円 |
| イ. 150万円を超える場合 | 支払われるべき金額×2% |

② 上記①以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

(5) 日当

移動による合理的拘束時間（乗継等の待機時間を含む）の区分に応じて次表に掲げる金額（注）とします。

| 拘束時間の区分 | 金額 |
|------------------|------|
| ア. 往復2時間を超え4時間まで | 3万円 |
| イ. 往復4時間を超え7時間まで | 5万円 |
| ウ. 往復7時間を超える場合 | 10万円 |

(注) 複数日にわたる場合は、各日単位の移動による拘束時間に応じて、それぞれ計算して得た額を合算します。

(6) その他の費用

実費等の上記(1)から(5)以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

借家人賠償責任・修理費用補償特約（457）

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|----|-----------|
| 貸主 | 転貸人を含みます。 |

| | |
|---------|--|
| 緊急的 | 借戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状態をいいます。 |
| 借戸室 | 被保険者の借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。 |
| 借用住宅 | 借戸室のある建物をいい、その建物の敷地内の不動産および不動産を含みます。 |
| 修理費用 | 借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。 |
| 水災 | 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（注）・落石等をいいます。 （注） 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。 |
| 損壊 | 滅失（注）、損傷または汚損をいいます。 （注） 盗難、紛失または詐取を含みません。 |
| 他人 | 被保険者以外の者をいいます。 |
| 他の保険契約等 | 次条の損害または第11条（修理費用保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 被保険者 | 保険証券記載の被保険者をいい、借戸室について転貸借契約がある場合には、転貸人または転借人を含みます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいるのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 保険金 | 賠償損害保険金または修理費用保険金をいいます。 |
| 本人 | 保険証券の被保険者欄に記載の者をいいます。 |

第2章 借家人賠償責任補償条項

第2条（賠償損害保険金を支払う場合）

当社は、借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故によって損壊した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項および基本条項ならびに普通約款の規定に従い、賠償損害保険金を支払います。

第3条（賠償損害保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3） 使用済燃料を含みます。

（注4） 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 保険期間が始まった後でも、当社は、この特約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。

(3) 普通約款第25条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）の規定による当社のこの特約の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合は、同条の規定を準用します。

第4条（賠償損害保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、借戸室に生じた次のいずれかによって生じた損壊により被保険者が被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避

難に必要な処置によって生じた損壊については除きます。

- ② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化（注1）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱によって生じた損壊その他類似の事由によって生じた損壊
- ③ ねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
- ④ 借戸室の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかつた欠陥によって生じた損壊については除きます。
- ⑤ 借戸室の使用または管理を委託された者の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に賠償損害保険金を取得させる目的でなかつた場合は除きます。
- ⑥ 借戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑦ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊
- ⑧ 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損壊
- ⑨ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊を被った場合は除きます。
- ⑩ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入（注2）によって生じた損壊
- ⑪ 動物の飼育または一時的持込みによって生じた損壊

（注1） 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

（注2） 隙間からの雨漏り等をいいます。

- (2) 当会社は、借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。

（注） 落書きによる汚損を含みます。

- (3) 当会社は、被保険者が借戸室を貸主に明け渡す際に発見された次のいずれかに該当する借戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
 - ① 補修、交換、張替え等の対象となった畳、壁紙、ふすま、障子または床に生じた損壊
 - ② 清掃等の対象となった損壊
- (4) 当会社は、被保険者が借戸室を貸主に明け渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、借戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償損害保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の心神喪失または指図
 - ② 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った仕事により火災、破裂または爆発が発生した場合については除きます。

第5条（個別適用）

- (1) この補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（賠償損害保険金を支払わない場合—その1）(1)①の被保険者が本人の場合は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用しません。
- (2) (1)の規定によって、第7条（賠償損害保険金の支払額）に定める当会社の支払うべき賠償損害保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（賠償損害保険金の支払対象となる範囲）

当会社が支払う賠償損害保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（注）
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 被保険者が第16条（事故発生時の義務）①の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

- ⑥ 第18条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第16条③の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

（注） 弁護士報酬を含みます。

第7条（賠償損害保険金の支払額）

当社が1回の事故につき支払うべき第2条（賠償損害保険金を支払う場合）の賠償損害保険金の額は、事故が火災等（注）の場合には、次の①と③の金額の合計額、事故が火災等（注）以外の場合には、次の②と③の金額の合計額とします。

- ① 前条①に規定する損害賠償金の額。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- ② 前条①に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- ③ 前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条②および③の費用は、同条①の損害賠償金の額が、保険証券記載の支払限度額を超える場合は、その支払限度額の同条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

（注） 火災、破裂もしくは爆発または給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水もしくは溢（いっ）水による水濡れによって生じた事故をいいます。

第8条（他の保険契約等がある場合の賠償損害保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この補償条項により支払うべき賠償損害保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ賠償損害保険金を支払います。
- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（先取特権）

- (1) 第2条（賠償損害保険金を支払う場合）の事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注） 第6条（賠償損害保険金の支払対象となる範囲）の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償損害保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に賠償損害保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1） 被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2） 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して賠償損害保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注） 第6条（賠償損害保険金の支払対象となる範囲）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第10条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額が、前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる賠償損害保険金と被保険者が第6条（賠償損害保険金の支払対象となる範囲）の規定により当会社に対して請求することができる賠償損害保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する賠償損害保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する賠償損害保険金の支払を行うものとします。

第11条（修理費用保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故により、借戸室に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で現実にこれを修理したときは、被保険者がその修理費用を負担することによって被る損害に対して、この補償条項および基本条項ならびに普通約款の規定に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、被保険者が借戸室の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。
- ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発
 - ④ 借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵（じん）、粉塵（じん）、煤（ばい）煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災もしくは⑦の事故による損害を除きます。
 - ⑤ 給排水設備（注1）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢（いっ）水（注2）による水濡れ。ただし、水災または⑦の事故による損害を除きます。
 - ⑥ 騒擾（じょう）およびこれに類似の集団行動（注3）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
 - ⑦ 風災（注4）、雹（ひょう）災または雪災（注5）（注6）。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（注7）が風災（注4）、雹（ひょう）災または雪災（注5）（注6）の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。
 - ⑧ 盗難

（注1） スプリンクラー設備・装置を含みます。

（注2） 水が溢（あふ）れることをいいます。

（注3） 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいい、以下同様とします。）に至らないものをいいます。

（注4） 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注5） 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

（注6） 雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第20条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、普通約款第30条（事故の通知）および第16条（事故発生時の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注7） 外壁、屋根、開口部等をいいます。

- (2) (1) ①から⑧までの事故以外の偶然な事故により借戸室の外部に面するドア等（注）、シャッターまたは窓ガラスに損害が生じた場合は、その損害に対して（1）の規定を準用して修理費用保険金を支払います。

（注） 借戸室の出入口のドアをいい、ドアロックおよびその付属物を含みます。

第12条（修理費用保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者、借戸室の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両（注3）またはその積載物の衝突または接触

- (注1) 保険契約者、被保険者または借戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ①に規定する者以外の修理費用保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質 (注2) もしくは核燃料物質 (注2) によって汚染された物 (注3) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。

- (3) 当会社は、借戸室に生じた次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害 (注1) に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ① 借戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化 (注2) または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - ③ ねずみ食い、虫食い等

- (注1) 前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限りです。
- (注2) 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

- (4) 当会社は、借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損 (注) であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。

- (注) 落書きによる汚損を含みます。

- (5) 当会社は、借戸室に生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
 - ② 借戸室の使用または管理を委託された者によって生じた損害。ただし、被保険者に修理費用保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - ③ 借戸室の電氣的事故または機械的的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
 - ④ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損害
 - ⑤ 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害
 - ⑥ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借戸室の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。
 - ⑦ 風、雨、雪、雹 (ひょう)、砂塵 (じん) その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入 (注) によって生じた損害
 - ⑧ 動物の飼育または一時的持込みによって生じた損壊

- (注) 隙間からの雨漏り等をいいます。

- (6) 当会社は、保険期間が始まった後でも、この特約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- (7) 普通約款第25条 (保険料の返還または請求 - 告知義務・通知義務等の場合) の規定による当会社のこの特約の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合は、同条の規定を準用します。

第13条 (修理費用保険金支払の対象となる修理費用の範囲)

- (1) 修理費用保険金支払の対象となる修理費用は、借戸室を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

- ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
 - ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室居住者の共同の利用に供せられるもの
 - ③ 借用住宅敷地内に所在し、かつ、被保険者が借用戸室または借用住宅の貸主から借用する物置、車庫、カーポートその他の付属建物および屋外設備・装置
- (2) (1)の規定にかかわらず、第11条（修理費用保険金を支払う場合）(2)の事故による場合には、借用戸室の外部に面するドア等（注）、シャッターまたは窓ガラスのみを修理費用保険金支払の対象範囲とします。

（注） 借用戸室の出入口のドアをいい、ドアロックおよびその付属物を含みます。

第14条（修理費用保険金の支払額）

当会社が支払うべき第11条（修理費用保険金を支払う場合）の修理費用保険金の額は、修理費用の額とし、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第15条（他の保険契約等がある場合の修理費用保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき修理費用保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ修理費用保険金を支払います。
- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4章 基本条項

第16条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故により借用戸室に損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に必要な措置を講ずること。
- ② 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1） 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2） 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第17条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて賠償損害保険金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注） 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条（損害賠償責任解決の特則）

- (1) 当社は、被保険者が損害賠償の請求を受けた場合、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、損害賠償請求権者からの損害賠償責任の解決に当たることができず。
- (2) (1) の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の支払限度額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

第19条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 賠償損害保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 修理費用保険金の請求に関しては、損害発生の時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 賠償損害保険金の請求に関しては、損害賠償金の額または費用を証明する書類
 - ④ 修理費用保険金の請求に関しては、被保険者が修理に要する費用を証明する書類（注）
 - ⑤ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通約款第1条（用語の定義）（注）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権そ

他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数の該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条(時効)

保険金請求権は、第19条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第22条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第23条(この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第24条(重大事由解除に関する特則)

当社は、第2条(賠償損害保険金を支払う場合)の賠償損害保険金については、普通約款第23条(重大事由による解除)(2)および(3)の規定を次の通り読み替えて、この特約に適用します。

「(2)(1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第25条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

賃貸建物所有者賠償責任補償特約（458）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|--|
| 被保険者 | 保険証券記載の被保険者をいいます。 |
| 施設 | 保険の対象である保険証券記載の建物で、その建物の所在する敷地内の動産および不動産を含みます。 |
| 仕事 | 施設を賃貸または管理する業務およびこれに付随する業務をいいます。 |
| 支払限度額 | 保険証券記載の支払限度額をいいます。 |
| 身体の障害 | 傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいいます。 |
| 財物の損壊 | 有体物の滅失、損傷または汚損をいいます。ただし、有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、商業権その他これらに類する権利を含まず、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 |
| 他の保険契約等 | この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 保険金 | 賃貸建物所有者賠償損害保険金をいいます。 |

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、日本国内において発生した次に掲げる偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 環境汚染（注5）
- ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注1） 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3） 使用済燃料を含みます。

（注4） 原子核分裂生成物を含みます。

（注5） 刺激物質または汚染物質が大气中、土壌中または水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれのあることをいいます。

なお、「汚染物質」には、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、石綿、化学物質および廃棄物を含み、廃棄物には再利用される物質を含みます。

(2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、

保険金を支払いません。

- ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑤ 液体、気体（注1）または固体の排出、流出もしくは溢（いっ）出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑥ 施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- ⑦ 航空機、自動車または施設外における船舶・車両（注2）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑨ 仕事の完成（注3）または放棄の後の仕事の結果（注4）に起因する損害賠償責任
- ⑩ 仕事以外の業務の遂行または日常生活に起因する損害賠償責任
- ⑪ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑫ 施設外における動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑬ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ⑭ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任
- ⑮ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者（被保険者のためにその業務を行う者を含みます。）が行う次のアからエまでの業務に起因する賠償責任
 - ア. 医療行為
 - イ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
 - ウ. 法令により医師、歯科医師、獣医師または薬剤師にかぎり行うことが認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
 - エ. 身体美容または整形
- ⑯ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

（注1） 煙、蒸気、塵埃（じんあい）等を含みます。

（注2） 自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

（注3） 業務の終了および仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

（注4） 被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。

第4条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（注）
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 被保険者が第6条（事故発生時の義務）①の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 損害の発生および拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当または護送その他の緊急措置に要した費用
- ⑥ 第8条（損害賠償責任解決の特例）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第6条③または第12条（代位）(3)の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

(注) 弁護士報酬を含みます。

第5条（保険金の支払額）

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条①に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、支払限度額を限度とし、その超過した額を支払います。
- ② 前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、前条②および③の費用は、前条①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{前条②および③の費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{前条①の損害賠償金の額}} = \text{保険金の額}$$

第6条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に必要な措置を講ずること。
- ② 次の事項を遅滞なく、書面で当社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 前条②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（損害賠償責任解決の特則）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた

額に対してのみ保険金を支払います。

- (3) (2) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ④ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1) および被害が生じた物の写真(注2)
 - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 画像データを含みます。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 普通約款第1条(用語の定義)(注)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害の関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするために、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払

います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注3) 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第12条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第13条(先取特権)

- (1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第4条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合(注1)
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第4条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条(重大事由解除に関する特別)

当社は、普通約款第23条(重大事由による解除)(2)および(3)の規定を次のとおり読み替えて、この特約に適用します。

〔(2)(1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。〕

(3) 保険契約者または被保険者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害については適用しません。

① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

長期保険保険料一括払特約(094)

第1条(用語の定義)

この特約において、「普通約款」とあるのは「すまいのプロテクト総合保険普通保険約款」をいいます。

第2条(保険料の返還または請求—通知義務の場合)

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、普通約款第25条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定にかかわらず、当社は、次の算式によって計算した保険料を返還または請求します。

$$\begin{array}{l} \text{変更前の保険料率と変更後の保険料率} \\ \text{との差に基づき計算した保険料} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{危険増加または危険の減少が生じた以降の期間(注)} \\ \text{に対応する当社が別に定める未経過料率係数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{返還保険料} \\ \text{または} \\ \text{追加保険料} \end{array}$$

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます

第3条(保険料の返還または請求—保険の対象の価額の増加または減少の場合)

普通約款第15条(保険の対象の価額の増加または減少—建物の場合)(2)の規定により、保険金額を変更した場合には、同条(4)の規定にかかわらず、当社は増額または減額した保険金額につき、次の算式によって計算した保険料を返還または請求します。

$$\begin{array}{l} \text{この保険契約の保険金額が減額または増額された} \\ \text{日の保険契約の条件に基づき計算された保険料} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{未経過期間に対応する当社が別に定める} \\ \text{未経過料率係数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{返還保険料} \\ \text{または} \\ \text{追加保険料} \end{array}$$

第4条(保険料の返還—無効または失効の場合)

保険契約が失効となる場合には、普通約款第26条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)の規定にかかわらず、当社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。

$$\begin{array}{l} \text{この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基} \\ \text{づき計算した保険料} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{未経過期間に対応する当社が別に定める} \\ \text{未経過料率係数} \end{array} = \text{返還保険料}$$

第5条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)

普通約款第21条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、普通約款第28条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)(2)の規定にかかわらず、当社は、減額した保険金額につき、次の算式によって計算した保険料を返還します。

$$\begin{array}{l} \text{この保険契約の保険金額が減額された日の保険契} \\ \text{約の条件に基づき計算された保険料} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{未経過期間に対応する当社が別に定める} \\ \text{未経過料率係数} \end{array} = \text{返還保険料}$$

第6条(保険料の返還—解除の場合)

普通約款第12条(告知義務)(2)、第14条(通知義務)(2)もしくは(6)、第23条(重大事由による解除)(1)

または第25条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合または普通約款第22条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普通約款第29条（保険料の返還—解除の場合）の規定にかかわらず、当社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。

$$\text{この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料} \times \frac{\text{未経過期間に対応する当社が別に定める未経過料率係数}}{\text{未経過料率係数}} = \text{返還保険料}$$

第7条（保険料の返還または請求—料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第8条（保険料の返還—損害保険金を支払った場合）

普通約款第37条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。

$$\text{この保険契約が終了した日の保険契約に基づき計算した保険料} \times \frac{\text{普通約款第2条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する当社が別に定める未経過料率係数}}{\text{未経過料率係数}} = \text{返還保険料}$$

（注） 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

長期保険保険料年払特約（すまい用）（095）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|---|
| 各契約年度 | 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日应当日から1年間をいいます。 |
| 危険 | 損害の発生の可能性をいいます。 |
| 危険増加 | 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 |
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（注） （注） 他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| 年額保険料 | 各契約年度に対する保険料をいいます。 |
| 払込期日 | 保険証券記載の払込期日をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 猶予期間 | 払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間をいいます。 |

第2条（保険料の払込方法）

当社は、この特約に従い、保険契約者がこの保険契約の年額保険料を、初年度については保険契約の締結と同時に、次年度以降については払込期日までに、払い込むことを承認します。

第3条（次年度以降の年額保険料の払込猶予）

当社は、前条の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料の払込を猶予期間猶予します。

第4条（保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後でも、第2条（保険料の払込方法）の初年度の年額保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（次年度以降の年額保険料不払の場合の免責）

- (1) 当社は、第2条（保険料の払込方法）の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料について、保険契約者がその年額保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が（1）の年額保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、（1）の「翌月末」とあるのを「翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき次年度以降の年額保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた年額保険料の全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

第6条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 普通約款第12条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項についての訂正の申出を当社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第25条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（1）の規定にかかわらず、当社は、承認した日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した未経過期間に対する保険料を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。
- (2) 普通約款第14条（通知義務）（2）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、普通約款第25条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、危険増加または危険の減少が生じた時の属する契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求し、危険増加または危険の減少が生じた時の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

（注） 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) 普通約款第15条（保険の対象の価額の増加または減少—建物の場合）（2）の規定により、保険金額を変更した場合には、同条（4）の規定にかかわらず、当社は、保険金額の増額または減額が生じた時の属する契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、保険金額の増額または減額が生じた時以降の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求し、保険金額の増額または減額が生じた時の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。
- (4) 当社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注） 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (5)（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（4）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6)（5）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した普通約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (7)（1）から（3）までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第25条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定にかかわらず、当社は、承認した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。
- (8)（7）の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (9)（1）から（3）までの年額保険料の差額または（7）の年額保険料の差額について、当社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

- (1) 普通約款第21条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度までの各契約年度については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還し、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り

消しを請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

- (2) 普通約款第 21 条（保険金額の調整）(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料につき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還することとし、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

第 8 条（保険料率の改定による年額保険料の変更）

保険期間の途中において、この保険の保険料率が改定された場合においても、当社は、この保険契約の年額保険料を変更しません。

第 9 条（保険金の支払および未払年額保険料の払込み）

当社は、保険金支払の原因となった事故が猶予期間内に生じ、その事故による損害に対して保険金を支払う場合において、年額保険料が支払われていない場合は、支払保険金からその金額を差し引きます。

第 10 条（解除一年額保険料不払の場合）

- (1) 当社は、保険契約者が猶予期間内に年額保険料を払い込まなかった場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当社は、(1) の解除を行なう場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除はその払込期日から将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第 11 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

保険料分割払特約（一般）（086）

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|----------------------------------|
| 次回払込期日 | 払込期日の翌月の払込期日をいいます。 |
| 年額保険料 | この保険契約に定められた総保険料をいいます。 |
| 払込期日 | 保険証券記載の払込期日をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯された普通保険約款をいいます。 |
| 未払分割保険料 | 年額保険料から既に払込まれた保険料の総額を差引いた額をいいます。 |

第 2 条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第 3 条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第 1 回分割保険料を払い込み、第 2 回以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。

第 4 条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、前条の第 1 回分割保険料を領収する前に生じた事故については、保険金を支払いません。

第 5 条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第 2 回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後 1 か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以降に生じた事故については、保険金を支払いません。

第 6 条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通約款の保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合の規定により当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) (1) の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払いを怠ったとき（注）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

第7条 (保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この特約が付帯された普通約款の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に未払分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

(1) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく(注)、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(注) 次回払込期日までに払い込まれた場合を除きます。

(2) (1)の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の①または②の時から、それぞれ将来に向けてのみ生じます。

- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
- ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

(3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、既に領収した保険料の総額から既経過期間に対し、普通約款の別表に掲げる短期率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。また、解除の効力が生じる日までに当社が保険金を支払うべき事故が生じていた場合は保険契約者は未払分割保険料の全額を一時に払込まなければなりません。

第9条 (保険契約の解除の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に普通約款の規定によりこの保険契約を解除する場合において、当社が保険金を支払うべき事故が生じていた場合は、保険契約者は、未払分割保険料の全額を一時に払込まなければなりません。

初回保険料口座振替特約(205)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----------|---|
| 指定口座 | 保険契約者の指定する口座をいいます。 |
| 初回保険料 | 次に掲げる保険料(暫定保険料を含みます。)をいいます。 ① 保険料を一時に払い込む場合は、保険料の全額 ② この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する特約が適用されている場合は、第1回分割保険料 ③ 保険期間が1年を超える長期契約で保険料の払込方法が一時払以外の場合には第1回保険料 |
| 初回保険料払込期日 | 提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。 |
| 提携金融機関 | 当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。 |
| 払込期限 | 初回保険料払込期日の属する月の翌末日をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯された普通保険約款をいいます。 |

第2条 (特約の適用)

- (1) この特約は、保険契約の締結の際に、当社と保険契約者の間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

- ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設置されていること。
- ② 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座への保険料の口座振替を委任すること。
- ③ この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。

第3条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第4条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を払込期限までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が払込期限までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害または費用に対して、普通約款および普通約款に付帯された他の特約に定める保険料領取前に生じた事故の取扱に関する規定は適用しません。
- (3) (2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込み前の事故による損害または費用に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第5条（解除—初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、払込期限の属する月の翌月末を経過した後も、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第6条（継続に関する特約との関係）

この保険契約がこれに付帯された保険契約の継続に関する特約の規定により継続される場合には、継続された保険契約については、この特約を適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

団体扱特約（一般A）（059）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 集金契約 | 「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。 |
| 集金者 | 当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。 |
| 集金不能日 | 第9条（特約の失効または解除）(1) ①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。 |
| 団体 | 保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注） 法人・個人の別を問いません。 |
| 年額保険料 | この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 未払込保険料 | 年額保険料を分割して払い込む場合において、この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第2条（特約の適用）

この特約は、次に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注1）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - ア. 団体と当社社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に規定する賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限る。
 - イ. 職域労働組合等（注2）と当社社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が前記アのただし書に規定する団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限る。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当社社の指定する場所に支払うこと。
 - イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当社社の指定する場所に支払うこと。

（注1） 法人・個人の別を問いません。

（注2） 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。

第3条（保険料の払込方法）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険証券記載の金額（以下「一括保険料」といいます。）による一括払
- ② 保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）による分割払

第4条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、前条（1）の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が、普通約款第13条（保険の対象の評価または再評価のための告知－建物の場合）(5)、第15条（保険の対象の価額の増加または減少－建物の場合）(4)または第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、普通約款のそれぞれの規定に従い、保険金を支払います。
- (3) 当社が、普通約款第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または（2）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (4) 当社は、保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注） 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (5) (3)の規定による追加保険料を請求する場合において、（4）の規定により解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第7条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

第8条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - ④ ①から③の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- (2) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

（注） 同一の保険契約者が複数の団体別に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

- (3) (1) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

第10条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合（注）は、この保険契約を解除することができます。

（注） 当社が、保険契約者に対し未払込保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (4) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、既に領収した保険料について、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

団体扱特約（一般B）（060）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 集金契約 | 「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約をいいます。 |
| 集金者 | 当社との間に集金契約を締結した者をいいます。 |
| 集金不能日 | 第9条（特約の失効または解除）(1) ①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。 |
| 団体 | 保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注） 法人・個人の別を問いません。 |
| 年額保険料 | この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 未払込保険料 | 年額保険料を分割して払い込む場合において、この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第2条（特約の適用）

この特約は、次に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注1）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア. 団体

- イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ア. 事業所（注2）において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
- イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

（注1） 法人・個人の別を問いません。

（注2） 保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険証券記載の金額（以下「一括保険料」といいます。）による一括払
- ② 保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）による分割払

第4条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（1）の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が、普通約款第13条（保険の対象の評価または再評価のための告知－建物の場合）(5)、第15条（保険の対象の価額の増加または減少－建物の場合）(4) または第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、普通約款のそれぞれの規定に従い、保険金を支払います。
- (3) 当会社が、普通約款第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または（2）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 当会社は、保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注） 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (5) （3）の規定による追加保険料を請求する場合において、（4）の規定により解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第7条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第8条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者またはその代理人が保険料を事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
 - ④ ①から③の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

- (3) (1) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

第10条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領取するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合(注)は、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し未払込保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (4) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、既に領取した保険料について、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

団体扱特約 (一般C) (O61)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|---|
| 口座振替日 | 預金口座振替により、集金手続を行い得る最初の口座振替日をいいます。 |
| 指定口座 | 保険契約者が指定する預金口座をいいます。 |
| 集金契約 | 「保険料集金に関する契約書 (一般C)」による保険料集金契約をいいます。 |
| 集金者 | 当社との間に集金契約を締結した者をいいます。 |
| 集金不能日等 | 第9条(特約の失効または解除)(1)①の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条(1)②から④までのいずれかの事実のときは、その事実が発生した日をいいます。 |
| 団体 | 保険契約者が給与の支払を受けている企業体(注)をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。 |
| 年額保険料 | この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 未払込保険料 | 年額保険料を分割して払い込む場合において、この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第2条 (特約の適用)

この特約は、次に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体(注)に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当社との間に集金契約が締結されていること。
- ア. 団体
- イ. 団体に勤務している者によって構成されている労働組合または共済組織
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ア. 指定口座から、口座振替日に保険料を集金すること。
- イ. 上記アにより集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

(注) 法人・個人の別を問いません。

第3条（保険料の払込方法）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険証券記載の金額（以下「一括保険料」といいます。）による一括払
- ② 保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）による分割払

第4条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、前条（1）の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が、普通約款第13条（保険の対象の評価または再評価のための告知－建物の場合）(5)、第15条（保険の対象の価額の増加または減少－建物の場合）(4)または第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、普通約款のそれぞれの規定に従い、保険金を支払います。
- (3) 当社が、普通約款第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または（2）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 当社は、保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

- (5)（3）の規定による追加保険料を請求する場合において、（4）の規定により解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、この特約が付帯された普通約款、基本特約または追加特約にこれと異なる規定がある場合は除きます。

第7条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第8条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次に掲げる事実のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料をその口座振替日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合は、除きます。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

- (3) (1) ①もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

第10条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領取するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合(注)は、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し未払込保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

- (4) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、既に領取した保険料について、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第11条 (退職者を保険契約者とする場合の特則)

第2条(特約の適用)①の規定にかかわらず、団体が福利厚生制度の一環として、退職者(注)に対して団体扱による保険契約の締結を認める場合において、退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、この特約を適用することができます。この場合において、第1条(用語の定義)における「団体」の定義「保険契約者が給与の支払を受けている企業体」を「保険契約者が退職した企業体」と読み替え、第9条(特約の失効または解除)(1)③の規定は適用しないものとします。

(注) 退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。

団体扱特約(058)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|---|
| 集金契約 | 「保険料集金に関する契約」による保険料集金契約をいいます。 |
| 集金不能日 | 第9条(特約の失効)(1)①から③までのいずれかの事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。 |
| 団体 | 保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。 |
| 年額保険料 | この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 未払込保険料 | 年額保険料を分割して払い込む場合において、この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第2条 (特約の適用)

この特約は、次に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

- ① 団体と当社との間に、集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当社の本社または当社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第3条 (保険料の払込方法)

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険証券記載の金額(以下「一括保険料」といいます。)による一括払

② 保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）による分割払

第4条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（1）の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が、普通約款第13条（保険の対象の評価または再評価のための告知－建物の場合）(5)、第15条（保険の対象の価額の増加または減少－建物の場合）(4) または第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、普通約款のそれぞれの規定に従い、保険金を支払います。
- (3) 当会社が、普通約款第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または（2）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 当会社は、保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注） 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (5) （3）の規定による追加保険料を請求する場合において、（4）の規定により解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第7条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第8条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条（特約の失効）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向けてのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
 - ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- (2) (1) ①の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

第10条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条（1）の規定により、この特約が効力を失った場合は、集金不能日から1か月以内に未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、（1）に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、（1）に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合（注）は、この保険契約を解除することができます。

（注） 当会社が、保険契約者に対し未払込保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (4) （3）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) （3）の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、既に領収した保険料について、未經

過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

団体扱特約（口座振替方式）（143）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 口座振替日 | 預金口座振替により、集金手続を行い得る最初の口座振替日をいいます。 |
| 指定口座 | 保険契約者が指定する預金口座をいいます。 |
| 集金契約 | 「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。 |
| 集金者 | 当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。 |
| 集金不能日等 | 第9条（特約の失効または解除）(1) ①の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条（1）②から④までのいずれかの事実のときは、その事実が発生した日をいいます。 |
| 団体 | 保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。 |
| 年額保険料 | この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 未払込保険料 | 年額保険料を分割して払い込む場合において、この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第2条（特約の適用）

この特約は、次に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア. 団体
 - イ. 団体に勤務している者によって構成されている労働組合または共済組織等
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 指定口座から、口座振替日に保険料を集金すること。
 - イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険証券記載の金額（以下「一括保険料」といいます。）による一括払
- ② 保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）による分割払

第4条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、一括保険料または第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（1）の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が、普通約款第13条（保険の対象の評価または再評価のための告知－建物の場合）(5)、第15条（保険の対象の価額の増加または減少－建物の場合）(4)または第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、普通約款のそれぞれの規定に従い、保険金を支払います。
- (3) 当会社が、普通約款第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または（2）の規

定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (4) 当社は、保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (5) (3)の規定による追加保険料を請求する場合において、(4)の規定により解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、この特約が付帯された普通約款、基本特約または追加特約にこれと異なる規定がある場合は除きます。

第7条（保険金の支払および未払込保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第8条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第9条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次に掲げる事実のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料をその口座振替日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合は除きます。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合

③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

- (2) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(注)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注) 同一の保険契約者が複数の団体別に係る特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

- (3) (1)①もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

第10条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときは解除日から1か月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 当社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。

- (3) 当社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合(注)は、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し未払込保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (4) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- (5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、既に領収した保険料について、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第11条（退職者を保険契約者とする場合の特則）

第2条（特約の適用）①の規定にかかわらず、団体が退職者(注)に対して団体別による保険契約の締結を認める場合において、退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、この特約を適用することができます。この場合において、第1条（用語の定義）における「団体」の定義「保険契約者が給与の支払を受けている官公署」を「保険契約者が退職した官公署」と読み替え、第9条（特約の失効または解除）(1)③の規

定は適用しないものとします。

(注) 退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。

集団扱特約（144）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 集金契約 | 「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。 |
| 集金者 | 当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。 |
| 集金不能日等 | 第9条（特約の失効または解除）(1) ①の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同条 (1) ②から④までのいずれかの事実のときは、その事実が発生した日をいいます。 |
| 集団 | 保険証券記載の集団をいいます。 |
| 年額保険料 | この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯されたすまいのプロテクト総合保険普通保険約款をいいます。 |
| 未払込保険料 | 年額保険料を分割して払い込む場合において、この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第2条（特約の適用）

この特約は、次に定める事項が具備されていることを条件として適用されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員（注）であり、かつ、集団扱特約に係る保険契約を締結することが認められている者であること。
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
 - イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(注) その集団自身およびその集団を構成する集団の構成員を含みます。

第3条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 保険証券記載の金額（以下「一括保険料」といいます。）による一括払
- ② 保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）による分割払

第4条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が前条 (1) に定めるところにより保険料を払い込む場合は、普通約款の保険料領収前に生じた事故の免責に関する規定は適用しません。
- (2) 保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条 (2) の第1回分割保険料領収前に生じた事故については、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合は除きます。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が、普通約款第13条（保険の対象の評価または再評価のための告知－建物の場合）(5)、第15条（保険の対象の価額の増加または減少－建物の場合）(4) または第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通

知義務等の場合) (6) の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 当社が、保険契約者が (1) の追加保険料の払込みを怠った場合は、普通約款のそれぞれの規定に従い、保険金を支払います。
- (3) 当社が、普通約款第 25 条 (保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合) (1) または (2) の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 当社は、保険契約者が (3) の追加保険料の払込みを怠った場合 (注) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (5) (3) の規定による追加保険料を請求する場合において、(4) の規定により解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第 7 条 (保険金の支払および未払込保険料の払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第 8 条 (保険料領収証の発行)

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第 9 条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して 1 か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して 1 か月以内に集金されなかった場合
- ③ 保険契約者が集団の構成員 (注) でなくなった場合
- ④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(注) その集団自身およびその集団を構成する集団の構成員を含みます。

- (2) 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数 (注) が 10 名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注) 同一の保険契約者が複数の集団別に係る特約付保険契約を締結している場合は 1 名と数えます。

- (3) (1) ①もしくは④の事実が発生した場合または (2) の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

第 10 条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条 (1) の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等から 1 か月以内に、同条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から 1 か月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 当社は、(1) に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、集金不能日等またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1) に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合 (注) は、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し未払込保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (4) (3) の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- (5) (3) の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、当社は、既に領収した保険料について、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

抵当権者特約 (311)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------|-------------------------|
| 抵当権者 | 抵当権を有する者をいい、下記記載の者とします。 |
| 普通約款 | この特約が付帯された普通保険約款をいいます。 |

第2条 (抵当権者に対する保険金の支払い)

(1) 当会社は、被保険者がこの特約が付帯された保険契約 (注) による () 保険金請求権をこの特約が付帯された保険契約の保険の対象について抵当権者に、損害発生時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したことを承認し、この特約が付帯された保険契約 (注) により保険金として支払うべき額を損害発生時におけるその抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。

(注) その継続契約を含みます。

(2) (1) の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1) の支払限度額は、この特約が付帯された保険契約 (注) の保険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の合計額から損害発生時における優先する他の権利によって補償される債権の額を差し引いた残額を超えないものとします。

(注) その継続契約を含みます。

第3条 (通知義務)

(1) 当会社は、普通約款の通知義務に関する規定に定める保険契約者または被保険者の義務の不履行があった場合においても前条の規定により保険金を支払うものとします。

(2) 抵当権者は、普通約款の通知義務に関する規定に掲げる事実の発生を知った場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者がこの手続を完了した場合を除きます。

(3) 普通約款の通知義務に関する規定に掲げる事実の発生によって危険増加 (普通約款の告知義務に関する規定に定める告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。) が生じた場合において、抵当権者が、故意または重大な過失によって遅滞なく (2) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3) の規定は、当会社が、(3) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(5) (3) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通約款の保険契約の解除の効力に関する規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) (5) の規定は、(3) の危険増加をもたらした事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

(7) (3) の規定にかかわらず、普通約款の通知義務に関する規定に掲げる事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲 (保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。) を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(8) (7) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通約款の保険契約の解除の効力に関する規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第4条 (追加保険料の払込み)

(1) 抵当権者が前条 (2) の通知をする場合および普通約款の保険料の返還または請求 - 告知義務・通知義務の場合に関する規定による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者とその支払を怠った場合には、抵当権者は、当会社の請求によりその保険料を支払わなければなりません。

(2) 抵当権者が (1) の規定による追加保険料の支払を怠った場合 (注) は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、抵当権者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (3) 抵当権者に (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

第5条（保険契約の解除）

当社が普通約款およびこれに付帯される特約の解除に関する規定によりまたは保険契約者との合意によりこの特約が付帯された保険契約（注）を解除する場合は、抵当権者に対して少なくとも 10 日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとします。

(注) その継続契約を含みます。

第6条（権利の譲渡）

- (1) 当社が第3条（通知義務）(1) の規定により保険金を支払った場合は、当社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当社に対し、譲渡に必要な手続きをとらなければなりません。
- (2) (1) の場合において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、(1) の規定により当社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

第7条（特約の失効）

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとします。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

| | |
|------|--|
| 抵当権者 | |
|------|--|

解除同意者に関する特約（312）

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|----------------------------------|
| 解除同意者 | 第2条（この特約の適用条件）の解除同意者欄に記載の者をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯された普通保険約款をいいます。 |
| 保険の対象 | この特約の付帯された保険契約の保険の対象をいいます。 |

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約の有効期間の開始時において、解除同意者が保険の対象に抵当権を設定している場合（注）に適用されます。

| | |
|-------|------------|
| 解除同意者 | 保険証券記載のとおり |
|-------|------------|

(注) 将来における抵当権の設定について当事者間の書面による合意のある場合を含みます。

第3条（保険契約者による保険契約解除権の制限）

保険契約者が、普通約款または普通約款に付帯される他の特約の保険契約の解除に関する規定に基づき、この保険契約を解除しようとする場合は、この特約に従い、すべての解除同意者の書面による同意を得た後でなければ解除できません。

第4条（保険契約者によるこの特約の解除）

保険契約者は、次のいずれかに該当する場合に限り、当社に対する書面による通知をもってこの特約を解除することができます。

- ① この特約の解除について、すべての解除同意者の書面による同意を得た場合
- ② すべての解除同意者について、第2条（この特約の適用条件）に定める抵当権の消滅または被担保債権の全部譲渡に伴うその抵当権の他人への移転を保険契約者または被保険者が証明した場合

第5条（解除同意者の追加または削除）

- (1) 保険契約者は、この特約の有効期間の途中において、当会社に対する書面による通知をもって解除同意者を追加または削除することができます。
- (2) (1)の規定により保険契約者が解除同意者を追加する場合は、その解除同意者について、第2条（この特約の適用条件）の規定中「この特約の有効期間の開始時」とあるのを「その解除同意者が追加された時」と読み替えてこれを適用するものとします。
- (3) (1)の規定により保険契約者が解除同意者を削除する場合は、次に定めるいずれかのときに限るものとします。
- ① 解除同意者の削除について、その解除同意者の書面による同意を得た場合
 - ② 削除するすべての解除同意者について、第2条（この特約の適用条件）に定める抵当権の消滅または被担保債権の全部譲渡に伴うその抵当権の他人への移転を保険契約者または被保険者が証明した場合

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用するものとします。

共同保険特約（196）

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までの事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく契約内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券等に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までの事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-------|--|
| 一部損 | <p>（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注） 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>（生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。</p> |
| 危険 | 損害の発生の可能性をいいます。 |
| 危険増加 | 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 |
| 警戒宣言 | 大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。 |
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注） 他の保険契約に関する事項を含みます。 |
| 敷地内 | 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 |
| 地震等 | 地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。 |
| 地震保険法 | 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。 |
| 小半損 | <p>（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注） 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>（生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。</p> |
| 生活用動産 | 生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。 |

| | |
|----------|---|
| 全損 | <p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。</p> |
| 損害 | 地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。 |
| 大震法 | 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)をいいます。 |
| 大半損 | <p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。</p> |
| 建物 | 土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。 |
| 建物の主要構造部 | 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。 |
| 他の保険契約 | <p>(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p> |
| 保険価額 | 損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。 |
| 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

- 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。

- 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水(注1)または地盤

面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

- (注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
- (注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
- (注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(4) (1) から (3) までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。

(5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらによる事故

- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (2) (1) の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1) の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加した物
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 自動車（注）
- ③ 貴金属、宝玉石および宝玉石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用什（じゅう）器・備品その他これらに類する物

（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分（注）または生活用動産に限られます。

（注）居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

(2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 自動車（注）
- ③ 貴金属、宝玉石および宝玉石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用什（じゅう）器・備品その他これらに類する物

（注）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条（保険金の支払額）

(1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
- ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
- ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(3) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 建物

$$5,000 \text{ 万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

② 生活用動産

$$1,000 \text{ 万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(4) 当社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または (2) ①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに (2) および (3) の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2) から (4) までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (2) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から (2) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (3) の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

$$(2) \text{ ①に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(2) \text{ ②に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注) (2) ①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (2) ①または②に規定する限度額を超える場合に限りです。

(6) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当社は、第2条 (保険金を支払う場合) の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。

④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして (1) および (4) の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

(3) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし (1) の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000 万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000 万円

(4) (3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) ①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算

式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$5,000 \text{ 万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

② 共用部分

$$5,000 \text{ 万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

③ 生活用動産

$$1,000 \text{ 万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(5) 当社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3) ①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3) および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3) から(5) までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

$$(3) \text{ ①に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(3) \text{ ②に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注) (3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①または②に規定する限度額を超える場合に限りです。

(7) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条 (保険金支払についての特則)

(1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

(2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当社が支払うべき保険金を削減する場合には、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条 (2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領取する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条 (保険金を支払う場合) の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2) の規定による解除が第2条 (保険金を支払う場合) の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した第2条 (保険金を支払う場合) の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条 (通知義務)

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注) が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注) が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく (1) の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注） 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

- (7) (6)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

（注） その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

- ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条 (保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条 (重大事由による解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条 (保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条(保険料の返還—無効、失効等の場合)

(1) 第14条(保険契約の無効)(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条(保険契約の無効)(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了する場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条(保険料の返還—取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第24条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)

(1) 第17条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡(さかのぼ)って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条(保険料の返還—解除の場合)

(1) 第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除)(1)または第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条(事故の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容(注)を当社に遅滞なく通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 27 条 (損害防止義務)

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第 28 条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第 2 条 (保険金を支払う場合) の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書
 - ④ その他当会社が次条 (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注) または②以外の 3 親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または (2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 29 条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日 (注 1) からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額 (注 2) および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了 (注 3) の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注 1) 被保険者が前条 (2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(注 2) 保険価額を含みます。

(注 3) 第 33 条 (付帯される保険契約との関係) (2) において定める終了に限ります。

- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日 (注 1) からその日を含めて次に掲げる日数 (注 2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注 3) 180 日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日

- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
- ⑤（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1） 被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2） 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3） 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- （3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注） 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- （4）当社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（注）を支払う場合には、（1）から（3）までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

（注） 概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- （2）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （3）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

- （1）当社が第5条（保険金の支払額）（1）①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- （2）（1）の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）（5）の規定が適用される場合には、保険金額から同条（5）①または②の残額を差し引いた金額を同条（5）の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- （2）（1）の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）（6）の規定が適用される場合には、保険金額から同条（6）①または②の残額を差し引いた金額を同条（6）の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- （3）（1）の規定により、この保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

- （4）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（1）から（3）までの規定を適用します。

第 33 条 (付帯される保険契約との関係)

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第 2 条（定義）第 2 項第 3 号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第 34 条 (保険契約の継続)

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注）に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第 10 条（告知義務）の規定を適用します。

（注）新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

- (2) 第 9 条（保険責任の始期および終期）(3) の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第 35 条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第 13 条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 36 条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 37 条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 38 条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

| 既経過期間 | 割合 (%) |
|--------|--------|
| 7日まで | 10 |
| 15日まで | 15 |
| 1か月まで | 25 |
| 2か月まで | 35 |
| 3か月まで | 45 |
| 4か月まで | 55 |
| 5か月まで | 65 |
| 6か月まで | 70 |
| 7か月まで | 75 |
| 8か月まで | 80 |
| 9か月まで | 85 |
| 10か月まで | 90 |
| 11か月まで | 95 |
| 1年まで | 100 |

地震保険普通保険約款の短期料率表を読み替える場合の特則 (すまいのプロテクト総合保険に付帯された場合)

この保険契約が付帯される保険契約が、すまいのプロテクト総合保険普通保険約款の場合には、この特則が適用されます。

(短期料率表の読み替え)

別表 短期料率表の規定をつぎのとおり読み替えて適用するものとする。

「別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

| 既経過期間 | 割合 |
|--------|-------|
| 1か月まで | 1/12 |
| 2か月まで | 2/12 |
| 3か月まで | 3/12 |
| 4か月まで | 4/12 |
| 5か月まで | 5/12 |
| 6か月まで | 6/12 |
| 7か月まで | 7/12 |
| 8か月まで | 8/12 |
| 9か月まで | 9/12 |
| 10か月まで | 10/12 |
| 11か月まで | 11/12 |
| 12か月まで | 12/12 |

」

長期保険保険料払込特約 (地震保険用) (109)

第1条 (保険料の返還または請求 - 通知義務の場合)

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条 (保険料の返還または請求 - 告知義務・通知義務等の場合) (2) の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間 (注) に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条 (保険料の返還 - 失効等の場合)

- (1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条 (保険料の返還 - 無効、失効等の場合) (3) の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (2) 地震保険普通保険約款第33条 (付帯される保険契約との関係) (2) の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条 (保険料の返還 - 無効、失効等の場合) (4) の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条 (保険料の返還 - 保険金額の調整の場合)

地震保険普通保険約款第17条 (保険金額の調整) (2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条 (保険料の返還 - 保険金額の調整の場合) (2) の規定にかかわらず、当社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条 (保険料の返還 - 解除の場合)

地震保険普通保険約款第10条 (告知義務) (2)、第11条 (通知義務) (2) もしくは (6)、第19条 (重大事由による解除) (1) または第21条 (保険料の返還または請求 - 告知義務・通知義務等の場合) (3) の規定により、当社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条 (保険料の返還 - 解除の場合) の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条 (保険料の返還または請求 - 料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条 (保険料の返還 - 保険金を支払った場合)

地震保険普通保険約款第32条 (保険金支払後の保険契約) (1) の規定により保険契約が終了した場合には、当社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条 (保険金を支払う場合) の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度 (注) を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

| 経過年数 経過月数 | 2年契約 | | 3年契約 | | | 4年契約 | | | | 5年契約 | | | | |
|--------------|------|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| | 0年 | 1年 | 0年 | 1年 | 2年 | 0年 | 1年 | 2年 | 3年 | 0年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 |
| 1か月まで | 92% | 44% | 95% | 62% | 30% | 96% | 71% | 47% | 22% | 97% | 77% | 57% | 38% | 18% |
| 2か月まで | 88% | 40% | 92% | 59% | 27% | 94% | 69% | 45% | 20% | 95% | 75% | 56% | 36% | 16% |
| 3か月まで | 84% | 36% | 89% | 57% | 24% | 92% | 67% | 43% | 18% | 93% | 74% | 54% | 34% | 15% |
| 4か月まで | 80% | 32% | 86% | 54% | 22% | 90% | 65% | 41% | 16% | 92% | 72% | 52% | 33% | 13% |
| 5か月まで | 76% | 28% | 84% | 51% | 19% | 88% | 63% | 39% | 14% | 90% | 70% | 51% | 31% | 11% |
| 6か月まで | 72% | 24% | 81% | 49% | 16% | 86% | 61% | 37% | 12% | 88% | 69% | 49% | 29% | 10% |
| 7か月まで | 68% | 20% | 78% | 46% | 14% | 84% | 59% | 35% | 10% | 87% | 67% | 48% | 28% | 8% |
| 8か月まで | 64% | 16% | 76% | 43% | 11% | 82% | 57% | 33% | 8% | 85% | 66% | 46% | 26% | 7% |
| 9か月まで | 60% | 12% | 73% | 41% | 8% | 80% | 55% | 31% | 6% | 84% | 64% | 44% | 25% | 5% |
| 10か月まで | 56% | 8% | 70% | 38% | 5% | 78% | 53% | 29% | 4% | 82% | 62% | 43% | 23% | 3% |
| 11か月まで | 52% | 4% | 68% | 35% | 3% | 75% | 51% | 27% | 2% | 80% | 61% | 41% | 21% | 2% |
| 12か月まで | 48% | 0% | 65% | 32% | 0% | 73% | 49% | 24% | 0% | 79% | 59% | 39% | 20% | 0% |

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

継続特約（すまい・地震保険用）（467）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------------|--|
| 一括払保険料払込期日 | 継続前契約の保険期間の満了する日をいいます。 |
| 継続後契約 | 第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続される保険契約をいいます。 |
| 継続保険料 | 継続後契約の保険料をいいます。 |
| 継続前契約 | この保険契約をいいます。 |
| 限度額 | 普通約款第5条（保険金の支払額）【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】(2)もしくは(4)または同条【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】(3)もしくは(5)の規定による限度額をいいます。 |
| 主たる継続後契約 | 主たる保険契約の継続後契約をいいます。 |
| 主たる保険契約 | すまいのプロテクト総合保険の保険契約をいいます。 |
| 制度、料率等 | 保険契約引受に関する制度、普通約款、特約および保険料率等をいいます。 |
| 普通約款 | この特約が付帯された地震保険普通保険約款をいいます。 |
| 分割継続保険料 | 継続後契約の継続保険料を分割して払い込む保険料をいいます。 |
| 保険証券等 | 保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。 |
| 満期日 | この保険契約の満了する日をいいます。 |

第2条（特約の適用範囲）

この特約は、次に掲げる場合に適用します。

- ① 当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合
- ② 主たる保険契約に付帯された保険契約で、当社と保険契約者との間に、保険契約の継続と継続される保険契約の保険金額の調整について、あらかじめ合意がある場合

第3条（保険契約の継続）

(1) 満期日より3か月前の日までに、当社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合には、この特約により、この保険契約は、次に掲げる事項に基づき継続されるものとします。以後毎年（注）同様とします。

- ① 第2条（特約の適用範囲）①の規定による場合には、第5条（継続後契約の保険期間）(1) または (2) の規定による保険期間
- ② 第2条（特約の適用範囲）②の規定による場合には、次条の規定による保険金額および第5条（継続後契約の保険期間）(1) または (2) の規定による保険期間

（注）長期保険契約の場合は毎回とします。

- (2) 継続後契約の保険期間の初日は、満期日とします。
- (3) (1) の規定にかかわらず、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要がある場合には、この特約は失効します。
- (4) (1) の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券等を発行せず、従前の保険証券等とその保険契約の保険料に対する領収証をもってこれに代えることができます。

第4条（主たる継続後契約に付帯された継続後契約の保険金額）

(1) 第2条（特約の適用範囲）②の規定による場合で、保険の対象が建物であるときの継続後契約の保険金額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{継続後契約の保険金額} = \text{継続前契約の保険金額} \times \frac{\text{主たる保険契約の継続後契約の保険金額}}{\text{主たる保険契約の継続前契約の保険金額}}$$

- (2) (1) の規定により算出した額の主たる継続後契約の保険金額に対する割合が、地震保険に関する法律第2条（定義）第2項第4号の規定による最小割合を下回る場合には、継続後契約の保険金額は、主たる継続後契約の保険金額にその最小割合を乗じて得た額とします。
- (3) (1) および (2) の規定により算出した継続後契約の保険金額が、限度額を超える場合には、限度額を継続後契約の保険金額とします。
- (4) 第2条（特約の適用範囲）②の規定による場合で、保険の対象が家財であるときの主たる継続後契約に付帯された地震保険の保険金額は、継続前契約の保険金額と同一とします。

第5条（継続後契約の保険期間）

- (1) 継続後契約の保険期間は、この保険契約と同一の年数とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、長期保険契約の場合において、主たる継続後契約の保険期間を1年に変更したとき、または主たる継続後契約の契約年度の始まる日以外の時にこの保険契約が付帯された場合には、継続後契約の保険期間を1年とします。

第6条（継続後契約の内容）

- (1) 前条 (1) の規定による継続後契約の内容は、次に掲げるとおりとします。
 - ① 第2条（特約の適用範囲）①の規定による場合には、満期日の内容と同一
 - ② 第2条（特約の適用範囲）②の規定による場合には、第4条（主たる継続後契約に付帯された継続後契約の保険金額）の規定による保険金額を除き、満期日の内容と同一
- (2) 前条 (2) の規定による継続後契約の内容は、次に掲げるとおりとします。
 - ① 第2条（特約の適用範囲）①の規定による場合には、保険期間を除き、満期日の内容と同一
 - ② 第2条（特約の適用範囲）②の規定による場合には、保険期間および第4条（主たる継続後契約に付帯された継続後契約の保険金額）の規定による保険金額を除き、満期日の内容と同一

第7条（継続後契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続保険料および分割継続保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) この保険契約に保険料分割払特約（一般）の付帯がない場合には、保険契約者は、継続保険料を一括払保険料払込期日までに払い込むものとします。
- (3) この保険契約に保険料分割払特約（一般）が付帯される場合には、保険料分割払特約（一般）第3条（分割保険料の払込方法）の規定にかかわらず、保険契約者は、第1回分割継続保険料を継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の払込期日に、第2回目以降の分割継続保険料をその翌月の払込期日から毎月払い込むものとします。

第8条（継続保険料不払の場合の免責）

- (1) この保険契約に保険料分割払特約（一般）の付帯がない場合には、保険契約者が、継続保険料を払い込むべき一括払保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠ったときには、当社は、継続後契約の保険期間が始まった後でも、一括払保険料払込期日の午後4時以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) この保険契約に保険料分割払特約（一般）が付帯される場合において、保険料分割払特約（一般）第5条（分割保険料不払の場合の免責）の規定にかかわらず、保険契約者が、分割継続保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合には、当社は、継続後契約の保険期間が始まった後でも、払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が（1）の継続保険料または（2）の分割継続保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、この特約中「翌月末」とあるのを「翌々月末」と読み替えてこの特約の規定を適用します。

第9条（継続保険料不払の場合の保険契約解除）

- (1) 保険契約者が、継続保険料または第1回分割継続保険料を払い込むべき一括払保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続後契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、継続後契約の保険期間の始まった時からその効力を生じます。

第10条（継続後契約に適用される制度、料率等）

- (1) この保険契約に適用した制度、料率等が改定された場合には、当社は、制度、料率等が改定された日以後第3条（保険契約の継続）(1)の規定により保険期間が始まる継続後契約の制度、料率等を変更します。
- (2) (1)の規定により継続後契約の制度、料率等の変更を行う場合には、当社は、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、保険契約者に対して書面により通知します。この場合において、保険契約者から保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第3条（保険契約の継続）(1)の規定にかかわらず、この保険契約は継続されないものとします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、第5条（継続後契約の保険期間）(2)の規定により継続後契約の保険期間を1年とした場合における継続後契約については、この保険契約に付帯された長期保険に関する特約は適用されないものとします。

第11条（継続後契約の告知義務）

- (1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険契約者または被保険者は、その旨を当社に告げなければなりません。
 - ① 保険契約申込書に記載した事項または保険証券等に記載された事項のうち普通約款の告知事項に該当する事項に変更があったとき。
 - ② この保険契約の普通約款および付帯された特約の規定により当社に通知すべき事項が生じたとき。
- (2) (1)①の告知については、この特約が付帯された継続後契約の普通約款に定める告知義務の規定を適用します。ただし、普通約款の規定中、「保険契約締結の際」とあるのを「継続後契約締結の当時」と読み替えて適用します。

第12条（普通約款との関係）

この特約においては、普通約款に定める保険契約の継続の規定は、適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

抵当権者特約（地震保険用）（067）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------|--------------------------|
| 抵当権者 | 抵当権を有する者をいい、下記記載の者としします。 |
| 普通約款 | 地震保険普通保険約款をいいます。 |

第2条（抵当権者に対する保険金の支払い）

- (1) 当社は、被保険者がこの特約が付帯された地震保険契約（注）による保険金請求権をこの特約が付帯された地震保険契約の保険の対象について抵当権者に、普通約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したことを承認し、この特約が付帯された地震

保険契約（注）により保険金として支払うべき額をその損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。

（注）その継続契約を含みます。

- (2) (1)の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1)の支払限度額は、この特約が付帯された地震保険契約（注）の保険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の合計額から普通約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時における優先する他の権利によって補償される債権の額を差し引いた残額を超えないものとします。

（注）その継続契約を含みます。

第3条（通知義務）

- (1) 当社は、普通約款第11条（通知義務）(1)に規定する保険契約者または被保険者の義務の不履行があった場合においても、前条の規定により保険金を支払うものとします。
- (2) 抵当権者は、普通約款第11条（通知義務）(1)のいずれかに該当する事実の発生を知った場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者がこの手続を完了した場合は除きます。
- (3) 普通約款第11条（通知義務）(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、抵当権者が故意または重大な過失によって遅滞なく(2)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) (3)の規定による解除が普通約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、普通約款第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した普通約款第2条の保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) (3)の規定は、(3)の危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (7) (3)の規定にかかわらず、普通約款第11条（通知義務）(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (7) (3)の規定にかかわらず、普通約款第11条（通知義務）(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

- (8) (7)の規定による解除が普通約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、普通約款第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、普通約款第11条（通知義務）(1)の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した普通約款第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 抵当権者が前条(2)の通知をする場合および普通約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定による当社の保険料の請求に対し、保険契約者とその支払を怠った場合には、抵当権者は、当社の請求によりその保険料を支払わなければなりません。
- (2) 抵当権者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、抵当権者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) 抵当権者に(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した普通約款第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第5条 (保険契約の解除)

当社が普通約款およびこれに付帯される特約の解除に関する規定によりまたは保険契約者の合意によりこの特約が付帯された地震保険契約を解除する場合は、抵当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとします。

第6条 (権利の譲渡)

- (1) 当社が第3条(通知義務)(1)の規定により保険金を支払った場合は、当社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当社に対し、譲渡に必要な手続をとらなければなりません。
- (2) (1)の場合において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、(1)の規定により当社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

第7条 (特約の失効)

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとします。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

| | |
|------|--|
| 抵当権者 | |
|------|--|

「水まわり・鍵開け緊急サービス」利用規約

「水まわり・鍵開け緊急サービス（以下「本サービス」といいます。）」は、すまいのプロテクト総合保険を補償タイプ1または補償タイプ2でご契約いただく際に、総合個人賠償責任補償特約および事故被害者弁護士費用補償特約をセットいただいた場合に付帯されます。この利用規約は、本サービスに関する事項を定めたものです。

1. 対象となる建物

保険証券に記載された居住用建物（保険の対象が家財の場合は家財を収容する居住用建物）が対象となります。

2. 本サービスの内容

- (1) 給排水管の故障による漏水の原因箇所の修理（注1）（注2）（注3）
- (2) トイレの詰まり除去（注1）（注3）
- (3) 鍵開け（注4）
（注1）アパート、マンション等の共用部分を除きます。
（注2）下水道本管、公共機関が管理する公的部分に生じた損害は、本サービスの対象となりません。
（注3）給排水管の凍結を原因とする漏水、詰まりの場合は、本サービスの対象となりません。
（注4）玄関の鍵の開錠とし、建物内の鍵開けを除きます。また、アパート、マンション等の共用部分を除きます。

3. 適用期間

本サービスの適用期間は、すまいのプロテクト総合保険の保険期間と同一とし、この保険契約が保険期間の途中で失効または解除もしくは解約された場合は、同日以降の本サービスの提供は行いません。

4. 適用地域

- (1) 本サービスの適用地域は日本国内のみとなります。
- (2) 一部地域（離島等）では本サービスを提供できない場合があります。

5. 利用回数

本サービスの利用回数に制限はありません。

6. 利用対象者の義務

- (1) 利用対象者は、本サービスの提供を受ける場合、当社および本サービスを提供する当社委託先の要請に応じて、必要な協力を行わなければなりません。
- (2) 利用対象者は、当社委託先の判断により、保険証券、運転免許証その他本人確認資料等の提出を求められたときは、それを提示しなければなりません。

7. 利用対象者の費用負担

- (1) 鍵代、部品代および30分程度の応急処置を超える修理費用はおお客様のご負担になります。ただし、盗難の場合は保険金支払の対象となる場合がありますので、チャブ保険事故受付サービスダイヤルにもご連絡ください。
- (2) 本サービス提供後、利用者が本サービスの利用対象者でないことが判明した場合、利用者は本サービス提供に要した費用をすべて負担することとします。

8. 本サービス利用に係る手続き

- (1) 本サービスをご利用いただく際は、本サービスの専用ダイヤル（無料）へご連絡ください。
- (2) 本サービスを提供する際、お客様の証券番号等を確認し、本サービスの提供に必要な契約内容やおお客様の情報を委託先に提供します。
- (3) お客様ご自身で修理業者等を手配された場合は、本サービスの対象外となります。

9. サービス利用時の注意事項

- (1) 本サービスは、当社が当社の委託先を通じて提供し、利用料金の一部または全部を当社が負担するものです。
- (2) 鍵開けサービスは、防犯の立場からご契約者またはご家族ご本人の確認がとれない場合は、サービスの提供をいたしません。また、鍵の種類によっては鍵開けサービスの提供ができない場合があります。この場合、お客様のご要望により有料で破錠する場合があります。
- (3) サービスの内容は予告なく変更・停止することがありますので、あらかじめご了承ください。

10. サービスを提供できない場合

以下の事項に該当する場合には、「3. サービスの内容」にかかわらず、本サービスを提供できません。

- ① 利用対象者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤上記①から④までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故
- ⑥差し押さえ、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

11. 利用規約の変更

当社は、利用者の了解を得ることなくこの利用規約を変更することがあり、この場合当社は変更後の利用規約を当社ホームページに掲載することにより通知することとし、通知後の本サービスの利用は変更後の利用規約に従うこととします。

12. サービスの終了

- (1) 当社は、予告なく本サービスを終了することができるものとします。
- (2) 利用者は、本サービスが終了した場合、以後、本サービスを利用できなくなることをあらかじめ異議なく同意するものとします。
- (3) 当社は、本サービスが原因を問わず終了した場合、これに起因して生じた利用者または第三者が被った損害について、一切責任を負わないものとします。

13. 代位

- (1) 当社は、本サービスの費用を第三者に損害賠償請求として請求することができる場合は、提供した本サービスに対する費用を上限とし、かつ、利用対象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得します。
- (2) 当社は、本サービスの対象物の故障により本サービスを提供した場合であって、その原因が、メーカーの無償修理等の対象であったときには、本サービスの提供にかかった費用をメーカー等に請求する場合があります。

14. 個人情報の取扱い

- (1) 利用対象者は、保険証券の記載事項および本サービスの提供に必要とされる情報が、サービス実施者に登録されることに同意するものとします。
- (2) サービス実施者が取得した個人情報は、当社の業務遂行上必要な範囲内で利用することがあります。
- (3) サービス実施者は、保険証券の記載事項および本サービスの提供に必要とされる情報を、サービス実施者間で共同利用できるものとします。

15. 本サービスに対する責任

当社は、本サービスによって、サービス利用者が生じたあらゆる損害について、一切の責任を負いません。

16. 訴訟の提起と準拠法

- (1) この規約に関する訴訟については、当社の本店所在地の管轄裁判所を合意管轄裁判所とします。
- (2) この規約に規定のない事項については、日本国の法令によります。

Memo

Memo

Memo

Memo

Memo

Memo

店舗所在地一覧

| | | | |
|--------------------|------------|-------------------------------------|------------------------|
| 本 社 | 〒 141-8679 | 東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山) | TEL (03) 6364-7000 (代) |
| 北海道支店 | 〒 060-0003 | 北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル) | TEL (011) 261-1501 (代) |
| 東北支店 | 〒 980-0811 | 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号(仙台トラストタワー) | TEL (022) 262-7791 (代) |
| 青森営業所 | 〒 033-0001 | 青森県三沢市中央町4丁目3番4号(YG三沢ビル) | TEL (0176) 53-4413 (代) |
| 北関東支店 | 〒 330-0854 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号(ソニックシティビル) | TEL (048) 644-1233 (代) |
| 新潟営業所 | 〒 950-0911 | 新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9号(大和地所新潟笹口ビル) | TEL (025) 245-7291 (代) |
| 宇都宮営業所 | 〒 320-0811 | 栃木県宇都宮市大通り2丁目1番5号(明治安田生命宇都宮大通りビル) | TEL (028) 635-6699 (代) |
| 高崎営業所 | 〒 370-0811 | 群馬県高崎市相生町1番地1(八十二銀行高崎ビル) | TEL (027) 377-8420 (代) |
| 旅行保険本部 | 〒 141-8679 | 東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山) | TEL (03) 6364-7060 (代) |
| 不動産保険本店営業部 | 〒 141-8679 | 東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山) | TEL (03) 6364-7050 (代) |
| 東京支店 | 〒 141-8679 | 東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山) | TEL (03) 6364-7070 (代) |
| 企業営業部 | 〒 141-8679 | 東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山) | TEL (03) 6364-7182 (代) |
| 中央統括支店 | 〒 141-8679 | 東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山) | TEL (03) 6364-7080 (代) |
| 神奈川支店 | 〒 220-8144 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号(横浜ランドマークタワー) | TEL (045) 683-3600 (代) |
| 静岡支店 | 〒 420-0857 | 静岡県静岡市葵区御幸町11番30号(エックルワールド静岡ビル) | TEL (054) 254-0331 (代) |
| 浜松営業所 | 〒 430-7715 | 静岡県浜松市中区板屋町111番2号(浜松アクタワー) | TEL (053) 454-4401 (代) |
| 名古屋支店 | 〒 461-0005 | 愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル) | TEL (052) 747-7000 (代) |
| 岐阜営業所 | 〒 500-8833 | 岐阜県岐阜市神田町1丁目8番5号(協和興業ビル) | TEL (058) 264-6271 (代) |
| 三重営業所 | 〒 510-0067 | 三重県四日市市浜田町6番11号(サムティ四日市ビル) | TEL (059) 352-2164 (代) |
| 中部不動産保険営業部 | 〒 461-0005 | 愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル) | TEL (052) 747-7000 (代) |
| 大阪支店 | 〒 530-0001 | 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号(ハービス大阪) | TEL (06) 6343-7591 (代) |
| 京都営業所 | 〒 604-8101 | 京都府京都市中京区柳馬場通り御池下柳八幡町65番地(京都朝日ビル) | TEL (075) 211-5501 (代) |
| 徳島営業所 | 〒 770-0841 | 徳島県徳島市八百屋町1丁目14番地(グラン徳島ビル) | TEL (088) 626-3511 (代) |
| 関西不動産保険営業部 | 〒 530-0001 | 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号(ハービス大阪) | TEL (06) 6343-7591 (代) |
| 広島支店 | 〒 730-0017 | 広島県広島市中区鉄砲町7番18号(東芝フコク生命ビル) | TEL (082) 221-9311 (代) |
| 岡山営業所 | 〒 700-0907 | 岡山県岡山市北区下石井1丁目1番3号(日本生命岡山第2ビル新館) | TEL (086) 224-6285 (代) |
| 福岡支店 | 〒 810-0004 | 福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号(電気ビル共創館) | TEL (092) 751-5061 (代) |
| 北九州営業所 | 〒 802-0001 | 福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号(KMMビル) | TEL (093) 511-5012 (代) |
| 長崎営業所 | 〒 850-0018 | 長崎県長崎市伊勢町4番11号(Jプロ新大工ビル) | TEL (095) 807-8180 (代) |
| 熊本支店 | 〒 860-0805 | 熊本県熊本市中央区桜町1番20号(西嶋三井ビルディング) | TEL (096) 354-8221 (代) |
| 沖縄支店 | 〒 900-0015 | 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号(ニッセイ那覇センタービル) | TEL (098) 911-6660 (代) |
| プルーカーセールス&マーケティング部 | 〒 141-8679 | 東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山) | TEL (03) 6364-7181 (代) |

| | | | |
|----------------------|------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 保険金カスタマーセンター | 〒 980-0811 | 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号(仙台トラストタワー) | TEL (050) 3164-8690 (代) |
| 傷害・医療保険損害サービスセンター | 〒 141-8679 | 東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山) | TEL (03) 6364-7220 (代) |
| 火災・新種 個人保険損害サービスセンター | 〒 141-8679 | 東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山) | TEL (03) 6364-7210 (代) |
| 火災・新種 法人保険損害サービスセンター | 〒 141-8679 | 東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山) | TEL (03) 6364-7211 (代) |
| 自動車保険損害サービスセンター | 〒 141-8679 | 東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山) | TEL (03) 6364-7200 (代) |
| 札幌サービスセンター | 〒 060-0003 | 北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル) | TEL (011) 261-8023 (代) |
| 名古屋サービスセンター | 〒 461-0005 | 愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル) | TEL (052) 747-7020 (代) |
| 大阪サービスセンター | 〒 530-0001 | 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号(ハービス大阪) | TEL (06) 6343-7585 (代) |
| 福岡サービスセンター | 〒 810-0004 | 福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号(電気ビル共創館) | TEL (092) 751-5067 (代) |
| 沖縄サービスセンター | 〒 900-0015 | 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号(ニッセイ那覇センタービル) | TEL (098) 911-6630 (代) |

事故受付ダイヤル 0120-011-313 (24時間無料通話)

お客様サポートダイヤル 0120-550-385

万が一、事故にあわれたら…

下記の事故受付専用の無料通話ダイヤルまでご連絡ください。
携帯電話からもご利用いただけます。

事故受付ダイヤル

0120-011-313

年中無休・24時間受付